東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGN接続ルールに係る接続約款等の措置)について

(諮問第3008号)

<目 次>

1	諮問書 …				1
2	申請概要				2
3	審査結果				1 3
別添	Ź				
C) 接続約款	次変更認可	申請書(:	写)(東	日本)
C) 接続約款	変更認可	申請書(:	写)(西	日本)



諮 問 第 3 0 0 8 号 平成 21年 1 月 29日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫

諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成2 1年1月23日付け東相制第08-131号及び西相制第150号で、電気 通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第3 3条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合 していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可する こととしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

l 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成21年1月23日(金)

3. 実施予定期日

認可後、平成21年4月1日から実施。

4. 概要

NTT東西(NTT東日本及びNTT西日本)のNGN(Next Generation Network)に係る以下の機能について、平成21年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

A:一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(以下「収容局接続機能」という。)

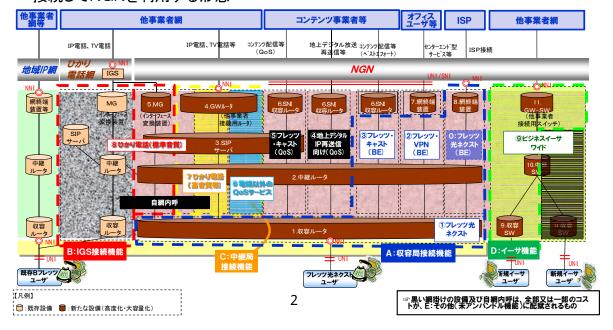
収容局接続とは、他事業者が自らアクセス回線を調達し又はNTT東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線をNGNの収容ルータに接続してNGNを利用する形態

B:関門交換機接続ルーティング伝送機能(以下「IGS接続機能」という。)

IGS接続とは、固定電話や携帯電話など電話サービスを提供する事業者が、自網をNTT東西の関門交換機(IGS)に接続してNGN又はひかり電話網を利用する形態 ※IGS:Interconnection Gateway Switch

C:一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(以下「中継局接続機能」という。)

中継局接続とは、他事業者が自らのIP網をNGNのGWルータ(ゲートウェイルータ)に接続してNGNを利用する形態



|| 主な変更内容

1. 経緯

NTT東西のNGNは、平成20年3月末から商用サービスが開始されているが、それに先立ち、情報通信審議会において、NGNの接続ルールの在り方が審議され、平成20年3月付同審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において、接続ルールの基本的な枠組みが示された。

具体的には、

- 1)NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定すること
- 2)NGN等について、収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット 接続機能の4つの機能をアンバンドルすること

が必要であるとの考え方が示されるとともに、

3) NGNに係るアンバンドル機能の接続料算定には、NGNの費用を複数の機能に配賦するためのコストドライバの検討に一定の期間が必要であることから、イーサネット接続機能以外の機能については平成20年度末まで、システム改修が必要なイーサネット接続機能については平成21年度末までは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の適用を猶予すること

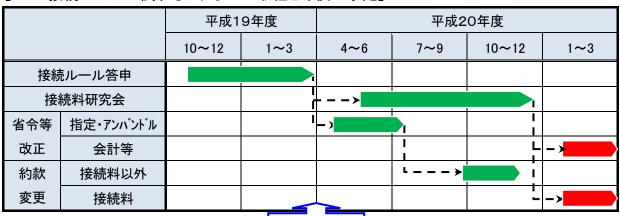
が適当との考え方が示されたところである。

上記答申後、総務省においては、平成20年7月、上記1)~3)を内容とする関係省令等の 改正を行うとともに、同年11月、当該省令改正等に基づき、NTT東西から申請された接続約 款の変更申請案について認可を行った。

当該接続約款の変更認可は、接続料以外の接続条件に係るものであり、接続料の関係については、同年5月から、接続料算定に必要なコストドライバを検討するための研究会(次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会。以下「研究会」という。)を開催し、同年12月に取りまとめた報告書において一定の考え方を整理したところである。

今回の申請案は、同研究会報告書で示された考え方に基づき、システム改修が必要なイーサネット接続機能を除く、収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能の3機能の接続料を設定するために接続約款の変更を行うものである。

【NGN接続ルールに関するこれまでの取組と今後の予定】



2. 概要

(1)平成21年度接続料

平成20年3月末に商用開始されたNGNについては、平成20年度から電気通信事業会計・接続会計が整理されることになるが、これらの会計は、平成20年度終了後に作成・公表されるため、平成20年度終了前に算定が必要な平成21年度接続料には、会計データを利用することができない。

このため、今回の申請案では、平成21年度の1年間を算定期間として、当該期間の需要と費用を予測する将来原価方式により算定している。具体的には、当該期間におけるフレッツ光ネクストやひかり電話等のユーザ数を予測し、必要となる設備量を算定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額をベースに、網改造料の算定方式に準拠して各費用の算定等を行っている。その結果は、以下のとおりである。

	収容局接続機能 (装置·月)	IGS接続機能 (3分) [※]	中継局接続機能 (10Gポート・月)
NTT東日本	169万2,927円	5.69円	637.5万円
NTT西日本	248万185円	6.29円	525万円

[※]通信回数ごと・1秒ごとの料金は、P11参照。中継系交換機能の平成20年度接続料(3分当たり0.37円)を含む。

(2)接続料算定の概要

1)接続料原価の算定フロー

接続料は、接続料算定の対象となる機能ごとに、接続料原価を需要で除すことにより算定されることから、接続料算定に際しては、まずは接続料原価の算定が必要となる。

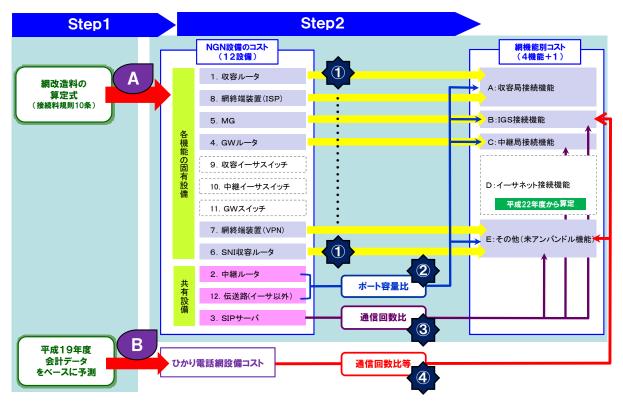
今回の申請案では、接続料原価は、二つのフローで算定している。

第一は、NGNを構成する設備別コスト及びひかり電話網のコストを算定するフローである。 今回の申請案では、NGNの設備別コストは網改造料の算定方式に準拠して算定(A)し、ひかり電話網のコストは、平成19年度接続会計から推計したコストをベースに算定(B)している。

第二は、第一で算定したコストを関係する機能に配賦するフローである。各機能へのコスト 配賦は、以下のように設備の種類に応じて異なる取扱いを行っている。

- ①NGNを構成する設備のうち、中継ルータ・伝送路・SIPサーバの三設備以外の設備に係るコストは、関係する機能に直課
- ②中継ルータ・伝送路のコストは、ポート容量比により、関係する機能に配賦
 - (※この過程で、後述するQoSの加味や帯域換算を実施)
 - (※伝送路は、今回の申請対象外であるイーサネット接続機能とも共用されるが、伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外の機能との間で分計)
- ③SIPサーバのコストは、通信回数比により、関係する機能に配賦
- ④ひかり電話網のコストは、通信回数比及び通信時間比により、関係する機能に配賦

【接続料原価の算定フロー図(以下「フロー図」という。)】



2)Step1:設備別コストの算定【フロー図A・B】

①NGN設備のコスト算定【フロー図A】

ア NGN設備の設備別取得固定資産価額の算定

網改造料の算定方式を用いるためには、対象設備の取得固定資産価額が必要となることから、今回の申請案では、まずはNGNで提供されるサービスについて、平成21年度の契約数を予測し、これに基づき必要となる設備量を設定した上で、当該設備に係る取得固定資産価額を算出している。

各サービスの契約数の予測は、基本的にFTTH(Bフレッツ+フレッツ光ネクスト)の予測契約数を前提に行っている。平成21年度のFTTH契約数については、平成20年度見込みと同様の純増数(東:160万契約、西:120万契約)を見込み、NTT東日本で816万契約、NTT西日本で621万契約と予測した上で、例えば、フレッツ光ネクストの契約数については、NGN提供エリアでの申込実績率を、またひかり電話の契約数については、FTTH契約におけるひかり電話の契約実績率を考慮して予測・設定するものである。この結果、NGN設備の設備別取得固定資産価額(累計)は、以下のとおりとなる。

(単位:百万円)

	NTT	東日本	NTT西日本		
	平成 20 年度 平成 21 年度		平成 20 年度	平成 21 年度	
収容ルータ	10,968	25,576	6,655	12,416	
中継ルータ	8,127	18,508	7,185	15,064	

MG	1,955	5,619	1,324	3,548
GWルータ	113	113	130	132
網終端装置(ISP)	3,927	6,121	1,023	3,586
網終端装置(VPN)	929	1,257	520	1,555
SNI収容ルータ	141	592	54	448
SIPサーバ	7,087	15,991	4,621	7,359
伝送路(伝送装置)	14,909	35,120	8,460	17,020
オペーレションシステム等	2,792	5,150	2,317	3,791
合計	50,948	114,046	32,289	64,917

イ NGN設備のコスト算定(平成21年度)

■中継ダークファイバ以外の装置(収容ルータ等)については、上記取得固定資産価額をベースに、網改造料の算定方式に準拠して以下のようにコストを算定している。

I. 減価償却費

耐用年数9年、残存価格0の定率法により算定

- Ⅱ. 設備管理運営費(電力設備、建物に係る経費を除く。)
 - •取得固定資産価額に設備管理運営費比率(東:6.4%、西:7.1%)(※)を乗じて算定 ※平成19年度実績ベースのデータ系設備比率(試験研究費を除く)
 - ・試験研究費は、当年度取得固定資産価額をもとに算定
- Ⅲ. 電力設備経費

装置ごとの仕様電力値に平成19年度実績ベースのアンペア単位の費用を乗じて算定

Ⅳ. 建物経費

装置ごとの占有面積に平成19年度実績ベースのコロケーション・スペース単価(全国平均)を乗じて算定

- V. 自己資本費用・他人資本費用・利益対応税 レートベースに平成19年度実績ベースの各種比率を適用して算定
- ■中継ダークファイバについては、必要芯線長に、平成21年度接続料(平成20年12月、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問)を適用してコストを算定している。
- ■この結果、平成21年度における各設備別のコストは、以下のとおりである。(単位:百万円)

	NTT東日本	NTT西日本
収容ルータ	9,457	4,837
中継ルータ	6,701	5,690
MG	2,411	1,504
GWルータ	34	41
網終端装置(ISP)	2,309	1,514
網終端装置(VPN)	472	611
SNI収容ルータ	218	177
SIPサーバ	6,066	3,206

伝送路	伝送装置	12,740	6,469
	中継ダークファイバ	1,024	406
合計		41,432	24,455

[※]オペレーションシステム等のコストは、直課又は取得固定資産価額比により、関係する設備に帰属。

②ひかり電話網のコスト算定【フロー図B】

今回の申請案において、平成21年度のひかり電話網のコストは、平成19年度接続会計から推計したコストに、既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮して予測・算定している。 その結果は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT東日本			NTT西日本			
	SIP #-	SIP	合計	SIP サー	SIP	合計	
	バ以外	サーバ		バ以外	サーバ		
設備管理運営費	11,042	2,563	13,605	15,082	2,029	17,111	
自己資本費用+他人資	1,131	244	1,377	1,314	158	1,472	
本費用+利益対応税							
合計	12,173	2,807	14,982	16,396	2,187	18,583	

3)Step2:Step1で算定したコストの関係する機能への配賦【フロー図①~④】

①関係する機能への直課【フロー図①】

中継ルータ・伝送路・SIPサーバの三設備以外の設備に係るコストについては、以下のとおり、関係する機能に直課している。

NGN	収容ル一タ、網終端装置(ISP)	収容局接続機能
	MG	IGS接続機能
	GWルータ	中継局接続機能
	網終端装置(VPN)、SNI収容ルータ	未アンバンドル機能

②中継ルータと伝送路のコストの関係する機能への配賦【フロー図②】

ア コストドライバとしてポート容量比の採用

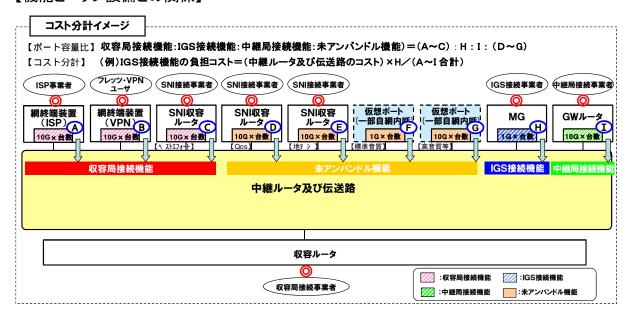
中継ルータと伝送路については、NGNで提供されるすべてのサービス・機能(イーサネット関係を除く。)で共用されるものであるが、今回の申請案では、当該設備に係るコストを関係する機能への配賦するためのコストドライバとして、ポート容量比を採用している。

ポート容量比とは、使用可能な物理的容量に着目して、機能ごとの各エッジルータのネットワーク側のポート容量を想定した上で、当該ポート容量比でコストを機能別に配賦するものである

申請案では、関連するエッジ設備として、収容局接続機能は網終端装置(VPN)・網終端装置(ISP)・SNI収容ルータ(ベストエフォート)、IGS接続機能はMG、中継局接続機能はGWルータ、未アンバンドル機能はSNI収容ルータ(QoS・地デジ)とするほか、ひかり電話の一部の自網内呼について仮想的にポート容量を設定し未アンバンドル機能に帰属させている。

当該自網内呼に係る取扱いは、ひかり電話の自網内呼のうち、「NGNのひかり電話ユーザ間の通話」、「NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通話」に係るものについては、IGS接続機能と中継局接続機能のいずれを用いているか判別困難であること等を理由とするものである。

【機能とエッジ設備との関係】



なお、研究会報告書においては、平成21年度接続料算定の際に、中継ルータと伝送路の費用配賦に用いるコストドライバとしては、活動基準原価帰属(ABC)を採用する観点から、アクティビティを考慮する想定トラヒック比(サービスごとに使用帯域を想定した上で、当該使用帯域比でコストをサービス別・機能別に配賦するもの)が本来は適当とされたが、他方、商用開始後1年を経過しておらず予測に必要なデータが十分に蓄積されていない段階では、必ずしも十分に信頼性のある予測が可能とは言えない状況を考慮して、暫定的にポート容量比による費用配賦を認めることが適当とされたところである。

イ 帯域換算とQoSの加味

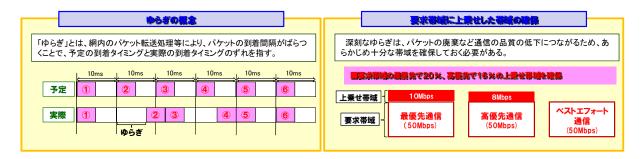
今回の申請案では、中継ルータと伝送路のコストについて、上記ポート容量比で配賦するに際し、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮して、(a)QoSの有無・程度の加味、(b)帯域等換算係数の採用、の二つの措置を講じている。

(a)QoSの有無・程度の加味

NGNでは、QoS (Quality of Service)が確保されたサービスと確保されていないサービ

スが混在して提供されるだけでなく、QoSの程度(最優先・高優先)が異なるサービスが 混在して提供されることから、今回の申請案では、QoSの有無・程度を考慮した費用配 賦を行うために、「ゆらぎ」(ゆらぎの概念は下図参照)に着目した措置を講じている。

具体的には、最優先通信と高優先通信については、「ゆらぎ」に対処し、通信品質に関する法令や国際標準に定められた遅延等の品質を確保するため、要求した帯域に上乗せした帯域(最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の16%)を確保しており、当該上乗せ帯域を含めてポート容量を観念して費用配賦を行うものである。

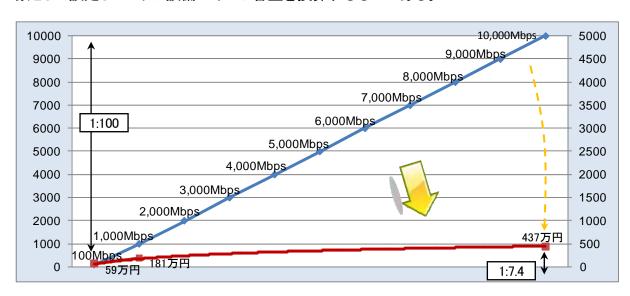


(b)帯域等換算係数の採用

NGNでは、映像系サービスと音声系サービスが混在して提供されることから、単純に帯域比で費用配賦をすると使用帯域の大きい映像系サービスに多くの費用が配賦されることとなるが、今回の申請案では、一般的にIP系の装置価格は、帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働くことから、こうした点に着目して帯域当たりの費用を低減させたコスト算定を行っている。

具体的には、シスコシステムズ社が平成17年に発売開始したルータ(Cisco 7604)が、 冗長化構成することができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能であり、通信事業者や一 般企業向けに広く使われている実績のある機種であるため、当該ルータのポート帯域と ポート単価(平成20年7月時点のカタログ単価)から帯域とコストの関係式を推計して、 各ポートのポート容量に換算した比率を算出して費用配賦に用いている。

これによると、100Mbpsと10,000Mbps(10Gbps)は、帯域比では1:100だが、ポート単価比は、1:7.4(59万円:437万円)となることから、当該単価比を帯域等換算係数として設定してエッジ設備のポート容量を換算するものである。



ウ 中継ルータと伝送路のコストの配賦結果

上記ア・イに基づき、中継ルータと伝送路のコストについては、エッジ設備ごとに以下の計算式により、ポート容量をベースにQoSの加味や帯域換算を行い、ポート総容量を算定した上で、当該ポート総容量を比率化して関係する機能に配賦している。

ポート容量×QoS換算係数×帯域等換算係数×稼働ポート数=ポート総容量

ただし、帯域等換算係数は、ノード装置であるルータの帯域・単価を用いて設定している ため、伝送路コストについては、ノード装置である伝送装置分は帯域換算を行うが、ノード 装置でない中継ダークファイバ分は帯域換算を行わない。その結果は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT東日本				NTT西日本		
	費用ポート容量比			費用	ポート	容量比	
		中継 中継				中継	中継
		ダーク以外 ダーク				ダーク以外	ダーク
収容局接続機能	9,057	43.7%	54.9%		7,042	55.7%	66.4%
IGS接続機能	5,161	26.0%	9.9%		2,578	21.0%	7.6%
中継局接続機能	259	1.2%	1.7%		201	1.6%	2.1%
未アンバンドル機能	5,986	29.0%	33.5%		2,745	21.8%	24.0%
合計	20,465	100%	100%		12,565	100%	100%

③SIPサーバのコストの関係する機能への配賦【フロー図③】

申請案では、平成19年度のひかり電話の通信実績をベースに、SIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、当該通信回数比により、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦している。その結果は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT東日本			NTT西日本	
	費用	通信回数比		費用	通信回数比
IGS接続機能	5,859	96.6%		3,113	97.1%
中継局接続機能	13	0.2%		10	0.3%
未アンバンドル機能	194	3.2%		84	2.6%
合計	6,066	100%		3,206	100%

[※]IGS接続機能に係る通信回数には、IGS経由のひかり電話(標準音質)の通信回数を計上。

④ひかり電話網のコストの関係する機能への配賦【フロー図④】

[※]中継局接続機能に係る通信回数には、GWルータ経由のQoS通信(ひかり電話以外)、GWルータ経由のひかり電話 (高音質等)、GWルータ経由のひかり電話(標準音質)の通信回数を計上。

[※]未アンバンドル機能に係る通信回数には、フレッツ・キャスト(QoS)、ひかり電話(高音質等)の自網内呼、ひかり電話 (標準音質)の自網内呼の通信回数を計上。

申請案では、平成19年度のひかり電話の通信実績をベースに、「I.NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通話」と「II.それ以外の通話」について、それぞれ通信回数と通信時間を設定し、SIPサーバのコストは当該通信回数比により、それ以外のコスト(MGのコストはIGS接続機能に直課)は当該通信時間比により、IGS接続機能(IIの通話分)と未アンバンドル機能(Iの通話分)に配賦している。

⑤アンバンドル機能ごとの接続料原価【まとめ】

以上をまとめると、アンバンドル機能ごとの接続料原価は、「各機能に直課される設備のコスト」、「中継ルータと伝送路のコスト」、「SIPサーバのコスト」が帰属する結果、以下のとおりとなる。

【NTT東日本】

(単位:百万円)

		収容局接続 機能			未アンバン ドル機能	合計
収容ルー	- タ	9,457	_	-	_	9,457
中継ルー	- タ	2,928	1,744	83	1,946	6,701
MG		_	2,411	_	_	2,411
GWルー	-タ	_	-	34	-	34
網終端等	 養置(ISP)	2,309	-	_	_	2,309
網終端装置(VPN)		_	-	_	472	472
SNI収容	₹ル ー タ	_	-	_	218	218
SIPサー	-/ `	_	5,859	13	194	6,066
伝送路	伝送装置	5,567	3,316	158	3,699	12,740
14区的	中継ダークファイバ	562	101	18	343	1,024
NGN合計		20,823	13,431	306	6,872	41,432
ひかり電話網		-	14,806	-	176	14,982
	合計	20,823	28,237	306	7,048	56,414

【NTT西日本】

(単位:百万円)

	収容局接続 機能	IGS接続 機能	中継局接続 機能	未アンバン ドル機能	合計
収容ルータ	4,837	-	-	-	4,837
中継ルータ	3,169	1,192	90	1,239	5,690
MG	-	1,504	-	ı	1,504
GWルータ	-	-	41	ı	41
網終端装置(ISP)	1,514	-	-	-	1,514
網終端装置(VPN)	-	_	_	611	611

SNI収容ルータ		-	-	-	177	177
SIPサーバ		ı	3,113	10	84	3,206
伝送路	伝送装置	3,603	1,355	102	1,409	6,469
仏込路	中継ダークファイバ	270	31	9	97	406
NGN合計		13,393	7,195	252	3,615	24,455
ひかり電話網		-	18,482	-	101	18,583
合計		13,393	25,677	252	3,716	43,038

4)接続料の算定

アンバンドル機能ごとの接続料は、3)で算定した各機能ごとの接続料原価に、各機能ごとの需要を除して算定されることになる。

具体的には、今回の申請案では、それぞれ以下のように算定している。

- ①収容局接続機能については、収容ルータ装置ごとに接続料を設定することとし、当該機能に係るコストを収容ルータの稼働装置台数で除すことにより算定
- ②IGS接続機能については、固定電話接続料と同様に、セットアップチャージ付秒単位で設定することとしている。具体的には、当該機能のコストのうち回数比例分(SIPサーバ分)のコストをIGS経由の通信回数で除すとともに、時間比例分(中継ルータ・伝送路分)のコストをIGS経由の通信時間で除すことにより算定
- ③中継局接続機能については、GWルータの接続用ポート(10G)ごとに接続料を設定することとし、当該機能に係るコストをGWルータの稼働ポート数で除すことにより算定

			NTT東日本	NTT西日本
収容局接続機能	コスト(百万円)	20,823	13,393
	需要(川	又容ルータ装置数)	1,025	450
	接続料	(装置•月)	169 万 2,927 円	248 万 185 円
IGS接続機能	コスト(百万円)	28,237	25,667
		回数比例(百万円)	8,632	5,289
		時間比例(百万円)(MG以外)	15,797	17,442
		時間比例(百万円)(MG)	3,808	2,946
	需要 通信回数(千回		6,346,732	5,377,768
		通信時間(千時間)(MG以外)	253,232	210,268
		通信時間(千時間)(MG)	225,496	186,876
	接続料	(3分当たり)*	5.69 円	6.29 円
		通信ごと(円/回数)	1.3601 円	0.98349 円
		1秒ごと(円/秒)	0.022019 円	0.027421 円
中継局接続機能	コスト(百万円)	306	252
	需要(GWルータポート数)		4	4
	接続料	(10Gポート・月)	637.5 万円	525 万円

[※]中継系交換機能の平成20年度接続料(3分当たり0.37円)を含む。

審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

に紀末、祕町することが廻当と祕められる。		
審査事項	審査 結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的 条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1) 7)	-	該当事項なし。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)f)	-	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が 適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1) I)	-	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、 必要な情報の開示を受ける手続、 接続の請求への回答を受ける手続、 協定の締結及び解除の手続、 情報開示に係る標準的期間、 接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第1号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、情報の開示を受ける手続、設置等の可否について回答を受ける手続、他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、工事に係る標準的期間、場所等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること(施行規則第23条の4第2項第2号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、 工事を行 う手続、 負担すべき金額、 利用する場合の条件が適正か つ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2 項第3号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準	-	該当事項なし。

笠 45 夕 (4)+)		
第 15 条(1) 才)		** \\ -= - T \(\).
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び		該当事項なし。
他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項	_	
が適正かつ明確に定められていること。 (施行規則第 23 条		
の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)オ)		
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に		該当事項なし。
定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号	-	
及び審査基準第 15 条(1) オ)		
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通		該当事項なし。
信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う		
回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められて	_	
いること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基		
準第 15 条(1) オ)		
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁によ		該当事項なし。
る解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基	_	12 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
準第 15 条(1) オ)		
		該当事項なし。
15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路		欧コ事項はし。
設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者		
が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該		
機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続	-	
料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に		
支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に		
定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号		
及び審査基準第 15 条(1) オ)		** \\ -=== \(
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に		該当事項なし。
重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事		
項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められてい	-	
ること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基		
準第 15 条(1) 1)		
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定		該当事項なし。
められていること。 (施行規則第23条の4第2項第11号	_	
及び審査基準第 15 条(1) オ)		
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価		接続料は、接続料規則に定められ
に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条		た方法によって算定された原価に基
(2))	適	づき、同規則に定められた方法によ
	,	って算定されていることから、公正
		妥当なものであると認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気		該当事項なし。
通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備		
を接続することとした場合の条件に比して不利なものでな	_	
いこと。(審査基準第15条(3))		
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする		本件申請において、特定の電気
ものでないこと。 (審査基準第 15 条(4))	`	通信事業者に対し不当な差別的取
	適	扱いをする旨の記載は認められな
		いり。
		A .0

接続約款変更認可申請書



東相制第 08-131 号 平成 2/年 / 月23日

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 江部

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。

IΗ

新

(用語の定義)

第3条 (略)

3 木 (昭)	
用 語	意味
1~97 (略)	(略)
98 (略)	(略)
98-2 一般中継局ルー	中継局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
タ	<u>能を有する</u> 収容局ルータと対向するもの
98-3 特別中継局ルー	中継局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
タ	<u>能を有しない</u> 収容局ルータと対向するもの
99~103 (略)	(略)
<u>104</u> (略)	(略)

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

- (1)~(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能 2 1 1 1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、 I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L 回線管理機能、 D S L 回線は障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、 光回線設備管理機能、 光信号局内回線管理機能、 I P 通信網回線管理機能、 波長多重機能又はルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)2~4 (略)

(用語の定義)

第3条 (略)

) J // (FG)	
用 語	意味
1~97 (略)	(略)
97-2 一般収容局ルー	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
<u>9</u>	<u>能を有するもの</u>
97-3 特別収容局ルー	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
<u>9</u>	<u>能を有しないもの</u>
98 (略)	(略)
98-2 一般中継局ルー	中継局ルータであって、 <u>一般</u> 収容局ルータと対向するもの
タ	
98-3 特別中継局ルー	中継局ルータであって、 <u>特別</u> 収容局ルータと対向するもの
タ	
99~103 (略)	(略)
104 音声利用IP通	当社の音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「音声利用IP通信網
信網サービス	サービス契約約款」といいます。)に基づいて主として通話並びに通話に
	付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインタ
	ーネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使
	<u>用して行う電気通信サービス</u>
<u>105</u> (略)	(略)

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)~(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、 I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L 回線管理機能、 D S L 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、 光回線設備管理機能、 光信号局内回線管理機能、 I P 通信網回線管理機能、 波長多重機能又はルーティング伝送機能<u>第 1 欄から第 4 欄</u>の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)2~4 (略)

(手続費の支払義務)

- 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。
- (1)~(9) (略)
- (10) 当社が、加入電話契約又は総合ディジタル通信サービスの契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。

(11)~(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(21)~(30) (略) 2~5 (略)

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第 5 条第 1 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報(この章、第 68 条(手続費の支払義務)第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表(工事費及び手続費)第 2 (手続費)において「電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報」を「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第 3 項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1)~(5) (略)

2~7 (略)

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2 (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者(音声利用 I P通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定 事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体 により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみな される契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する 場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びそ の住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)~(5) (略)

2~4 (略)

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(9) (略)

(10) 当社が、<u>電話サービス、</u>総合ディジタル通信サービス<u>又は音声利用IP通信網サービス</u>の契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。

(11)~(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能を除きます。)に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(21)~(30) (略)

2~5 (略)

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第 5 条第 1 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報 照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下 この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する 場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第 3 項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1)~(5) (略)

2~7 (略)

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2 (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者(音声利用 I P通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定 事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体 により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報(電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に 関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)~(5) (略)

2~4 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

区分	内 容
(1) ~(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通
の適用	信機能 <u>及び</u> リルーティング通信機能に係る料金については、1通信ご
	との料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額
	を合計した額を適用します。
(4)~(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能
理機能、DSL回線管理	管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光
機能、端末回線伝送機能	信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金に
管理機能、光回線設備管	ついては、協定事業者が、それぞれ 2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1第1
理機能、光信号局内回線	欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11
管理機能、光信号分岐端	第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13に規定する機能を利用
末回線管理機能又はIP	する場合に適用します。
通信網回線管理機能に係	
る料金の適用	
(24)~(31) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

区分	内容
(1)~(2)(略)	(略)
(3) セットアップ付秒課金	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通
の適用	信機能 <u>、</u> リルーティング通信機能 <u>及び関門交換機接続ルーティング伝</u>
	送機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料
	金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(4)~(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能
理機能、DSL回線管理	管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光
機能、端末回線伝送機能	信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金に
管理機能、光回線設備管	ついては、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第1
理機能、光信号局内回線	欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11
管理機能、光信号分岐端	第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13 <u>第1欄から第4欄</u> に規
末回線管理機能又はIP	定する機能を利用する場合に適用します。
通信網回線管理機能に係	
る料金の適用	
(24)~(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1~2-12 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

	▽	Δ	出位	拟个茄	月割
	X	分	単位	料金額	備考
(1) 収容 <u>局ルータ</u> 接続ルー ティング 伝送機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 で接続し、I	ア L A Nインタフェースにより 10Gbit/sの符号伝 送が可能なもの イ L A Nインタフ	1ポートごとに	<u>1,416,672 円</u> 420,042 円	
	P通信網を 利用し <u>て</u> 伝 送を行う機 能	ェースにより 1 Gbit/sの符号伝送 が可能なもの ウ L A Nインタフ	1ポートごとに	148,914円	

1 ポートごとに

222,578 円

二重下線部は、平成20年12月9日東相制第08-107号にて認可申請中です。

ェースにより 100Mbit/sの符号伝 送が可能なもの

エ ATMインタフ

ェースにより符号 伝送が可能なもの

2 料金額

2-1~2-12 (略)

2 - 13 ルーティング伝送機能

	X	分	単位	料金額	備考
(1) 一般 収容局 ルータ 接続ル ニティ ング伝 送機能	第5条(標準 の表中第8欄 夕で接続し、 電話の提供の ます。)を利 行う機能(S 提供するセッ き、LANイ	がな接続箇所)第1項 のうち一般収容局ルー IP通信網(専らIP 用に供するものを除き 用した交換及び伝送を IPサーバと連携して ション制御の機能を除 ンタフェースにより1 伝送が可能なものに限	〒 III 一般収容局ルー 夕における1I <u>P通信網収容装</u> <u>置ごとに月額</u>	1,692,927円	ин 5
(2) 一般 中ルララル 接テケ と 送機能	の表中第7 -信網(専らIするものを除交換及び伝送ンタフェース	<u>的な接続箇所)第1項</u> 2欄で接続し、IP通 P電話の提供の用に供 きます。)を利用した を行う機能(LANイ により10Gbit/s の符号 ものに限ります。)	<u>1ポートごとに</u> 月額	6,375,000円	
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ		ア L A Nインタフェースにより 10Gbit/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに <u>月額</u>	1,416,672 円	
ング伝送 機能	<u>のうち特別</u> 収容局ルー 夕で接続し、 IP通信網	イ LANインタフ ェースにより1 Gbit/sの符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに <u>月額</u>	420,042円	
	を利用し <u>た</u> <u>交換及び</u> 伝 送を行う機 能	ウ L A Nインタフェースにより 100Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに <u>月額</u>	148,914 円	
		エ A T M インタフ ェースにより符号 伝送が可能なもの	1 ポートごとに <u>月額</u>	222,578円	

二重下線部は、平成20年12月9日東相制第08-107号にて認可申請中です。

•					
		オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに	6,074円	
(2) 特別 中継局ル <u>ータ接続</u> ルーティ ング伝送 機能	の表中第7- <u>信網を利用し</u> A Nインタフ	的な接続箇所)第 1 項 3 欄で接続し、I P通 て <u>伝送を行う機能(L</u> ェースにより 1 Gbit/s 可能なものに限りま	1ポートごとに	420,042円	

二重下線部は、平成20年12月9日東相制第08-107号にて認可申請中です。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2 - 1 (略)

2 - 2 2 - 1以外の工事費

	区分	単位	備考
(1)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) I P 通信 網データ設定 工事費	IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はSIPサーバにIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	
(6)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

2-3~2-4 (略)

	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに <u>月額</u>	6,074円	
(4) 特別 中継局ル <u>ータ接続</u> ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第7-3欄で接続し、IP通 <u>信網を利用した交換及び伝送を行う</u> 機能(LANインタフェースにより 1Gbit/sの符号伝送が可能なものに 限ります。)	<u>1ポートごとに</u> 月額	420,042円	
(5) 関門	IGSを経由して、IP通信網を利	1通信ごとに	1.3601 円	
<u>交換機接</u> <u>続ルーテ</u> ィング伝 <u>送機能</u>	用した交換及び伝送を行う機能	<u>1秒ごとに</u>	0.022019円	

二重下線部は、平成20年12月9日東相制第08-107号にて認可申請中です。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2 - 1 (略)

2 - 2 2 - 1以外の工事費

	区分	単位	備考
(1)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) I P 通信 網データ設定 工事費	I P通信網終端装置、I P通信網収容装置、I P通信網間接続装置又はSIPサーバ <u>等</u> にIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	
(6)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

2-3~2-4 (略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)
- 2 手続費の額
- 2 1 手続費

	区分	単位	手続費の額	備考
(1)~(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 利用契約締 結手続費	電話サービス <u>又は</u> 総合ディジタル通信 サービスの契約を行うことにより、協定 事業者と電気通信サービスの契約を締 結することになる場合の手続きに要す る費用	(略)	(略)	(略)
(7)~(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 2 ~ 2 - 3 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能~通信路設定伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能~端末間 伝送等機能	(略)	(略)
ルーティング伝送機能	ルータ及び伝送路設備により、 <u>協定事業者への振り分けを行う</u> 通信 <u>並びに</u> 伝送を行う機能	(略)
網同期クロック供給機 能~上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)
- 2 手続費の額

2 - 1 手続費

	区分	単位	手続費の額	備考
(1)~(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 利用契約締 結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	(略)	(略)	(略)
(7)~(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

別表 1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備	考
端末回線伝送機能~通	(略)	(略)	
信路設定伝送機能			
データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設	(略)	
	<u>定及び伝送を行う機能</u>		
信号伝送機能~端末間 伝送等機能	(略)	(略)	
ルーティング伝送機能	ルータ及び伝送路設備により、通信 <u>の交換及び</u> 伝 送を行う機能	(略)	
網同期クロック供給機能 ペート にいかい はんしょう かんしょう おいま かんしょう おいま かんしゅう おいま かんがん おいま かんしゅう かんしゅう はんしゅう はんしゃ はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんし	(略)	(略)	

1 - 2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

接続約款変更認可申請書



西相制第 /50 号 平成2/年 / 月23日

総務大臣 鳩 山 邦 夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、平成21年4月1日から実施します。

IΗ

新

(用語の定義)

第3条 (略)

o 赤 (哈 <i>)</i>	
用 語	意味
1~97 (略)	(略)
98 (略)	(略)
98-2 一般中継局ルー	中継局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
タ ター2 放中経過ルー	
9	<u>能を有する</u> 収容局ルータと対向するもの
98-3 特別中継局ルー	中継局ルータであって、 <u>SIPサーバと連携してセッション制御を行う機</u>
タ	<u>能を有しない</u> 収容局ルータと対向するもの
99~105(略)	(略)
106(略)	(略)

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

- (1)~(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能 2 1 1 1 第 2 欄ウ欄若しくは工欄若しくは第 4 欄若しくは第 5 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。)又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2~4 (略)

(用語の定義)

第3条 (略)

) J // (FG)	
用 語	意味
1~97 (略)	(略)
97-2 一般収容局ルー	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
<u>9</u>	<u>能を有するもの</u>
97-3 特別収容局ルー	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機
<u>9</u>	<u>能を有しないもの</u>
98 (略)	(略)
98-2 一般中継局ルー	中継局ルータであって、 <u>一般</u> 収容局ルータと対向するもの
タ	
98-3 特別中継局ルー	中継局ルータであって、 <u>特別</u> 収容局ルータと対向するもの
タ	
99~105(略)	(略)
106 音声利用IP通	当社の音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「音声利用IP通信網
信網サービス	サービス契約約款」といいます。)に基づいて主として通話並びに通話に
	付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインタ
	ーネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使
	<u>用して行う電気通信サービス</u>
<u>107</u> (略)	(略)

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)~(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウ欄若しくは工欄若しくは第 4 欄若しくは第 5 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、 ME号局内回線管理機能、 DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、 IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第 1 欄から第 4 欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。)又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2~4 (略)

(手続費の支払義務)

- 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。
- (1)~(9) (略)
- (10) 当社が、加入電話契約又は総合ディジタル通信サービスの契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。

(11)~(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(21)~(31) (略) 2~5 (略)

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第 5 条第 1 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報(この章、第 68 条(手続費の支払義務)第 1 項第 9 号及び料金表第 2 表(工事費及び手続費)第 2 (手続費)において「電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報」を「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第 3 項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1)~(5) (略)

2~7 (略)

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2 (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者(音声利用 I P通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定 事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体 により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみな される契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する 場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びそ の住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)~(5) (略) 2~4 (略)

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(9) (略)

(10) 当社が、<u>電話サービス、</u>総合ディジタル通信サービス<u>又は音声利用IP通信網サービス</u>の契約を承諾したことにより、当社の契約者が協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することとなるとき。

(11)~(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。)、光信号中継回線(光信号中継伝送機能に係るものに限ります。)、光信号局内回線(光信号局内伝送機能に係るものに限ります。)又はルーティング伝送機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能を除きます。)に係る回線(以下「IP通信網回線」といいます。)の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(21)~(31) (略)

2~5 (略)

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 98 条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第 5 条第 1 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第 99 条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第 3 項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1)~(5) (略)

2~7 (略)

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2 (略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者(音声利用 I P通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定 事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体 により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報(電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの契約者に 関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)~(5) (略)

2~4 (略)

(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)

- 第99条の9 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能を利用する協定事業者に対してその協定事業者が宅内光信号電気信号変換装置を、ルーティング伝送機能イ欄を利用する協定事業者に対してその協定事業者が加入者側網終端装置(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための協定事業者の電気通信設備(当社が指定するものに限ります。)をいいます。)を、それぞれ調達して設置するために必要な情報を提供します。
- 2 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通
金の適用	信機能 <u>及び</u> リルーティング通信機能に係る料金については、1通信ご
	との料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額
	を合計した額を適用します。
(4)~(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能
理機能、DSL回線管理	管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光
機能、端末回線伝送機能	信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又はIP通信
管理機能、光回線設備管	網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料
理機能、光信号局内回線	金額)2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは
管理機能、光信号分岐端	2 - 5 - 3若しくは2 - 11第19欄、2 - 1 - 1 - 2第2欄ア欄、第3
末回線管理機能、固定無	欄イ欄又は2‐13に規定する機能を利用する場合に適用します。
線宅内設備管理機能又は	
IP通信網回線管理機能	
に係る料金の適用	
(24)~(31) (略)	(略)

(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)

- 第99条の9 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能を利用する協定事業者に対してその協定事業者が宅内光信号電気信号変換装置を、ルーティング伝送機能<u>第3欄</u>イ欄を利用する協定事業者に対してその協定事業者が加入者側網終端装置(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための協定事業者の電気通信設備(当社が指定するものに限ります。)をいいます。)を、それぞれ調達して設置するために必要な情報を提供します。
- 2 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適田

I 週用	
区分	内容
(1)~(2) (略)	(略)
(3) セットアップ付秒課	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通
金の適用	信機能 <u>、</u> リルーティング通信機能 <u>及び関門交換機接続ルーティング伝</u>
	送機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料
	金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(4)~(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能
理機能、DSL回線管理	管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光
機能、端末回線伝送機能	信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又はIP通信
管理機能、光回線設備管	網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料
理機能、光信号局内回線	金額)2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは
管理機能、光信号分岐端	2 - 5 - 3若しくは2 - 11第19欄、2 - 1 - 1 - 2第2欄ア欄、第3
末回線管理機能、固定無	欄イ欄又は2‐13 <u>第1欄から第4欄</u> に規定する機能を利用する場合に
線宅内設備管理機能又は	適用します。
IP通信網回線管理機能	
に係る料金の適用	
(24)~(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1~2-12 (略)

2 - 13 ルーティング伝送機能

	- ,, , , ,	/ IZEIXR			<u>月額</u>
	X	分	単位	料金額	備考
(1) 収容 局ルータ 接続ルー ティング	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄	ア LANインタフ ェースにより 10Gbit/sの符号伝 送が可能なもの	収容局ルータに おける1IP通 信網収容装置ご とに	1,750,025 円	
伝送機能	で接続し、I P通信網を 利用し <u>て</u> 伝 送を行う機	イ LANインタフ ェースにより1 Gbit/sの符号伝送 が可能なもの	収容局ルータに おける1IP通 信網収容装置ご とに	1,565,084 円	
	能	ウ L A Nインタフ ェースにより 100Mb i t/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに	<u>274,918円</u>	
		エ A T M インタフ ェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに	221,768 円	

二重下線部は、平成 20 年 12 月 9 日西相制第 124 号にて認可申請中です。

2 料金額

2-1~2-12 (略)

2 - 13 ルーティング伝送機能

	X	分	単位	料金額	備考
(1) 一般 収収 接 ラ が	の表中第8欄夕で接続し、電話の提供のます。)を利行う機能(S提供するセッき、LANイ	的な接続箇所)第1項のうち一般収容局ルー IP通信網(専らIP 用に供するものを除き 用した交換及び伝送を IPサーバと連携して ション制御の機能を除 ンタフェースにより1 ・伝送が可能なものに限	一般収容局ルータにおける1I <u>夕における1I</u> <u>P通信網収容装</u> 置ごとに月額	2,480,185円	
(2) 一般 中ルカラル 接 ラグ 送機 送機	の表中第7 -信網(専らIするものを除交換及び伝送ンタフェース	<u>的な接続箇所)第1項</u> 2欄で接続し、IP通 P電話の提供の用に供 きます。)を利用した を行う機能(LANイ により10Gbit/s の符号 ものに限ります。)	<u>1ポートごとに</u> 月額	5,250,000円	
(3) 特別 収容局ル ータ接続 ルーティ	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄		特別収容局ルー タにおける1I P通信網収容装 置ごとに <u>月額</u>	1,750,025円	
ング伝送 機能	<u>のうち特別</u> 収容局ルー 夕で接続し、 I P通信網	イ LANインタフ ェースにより1 Gbit/sの符号伝送 が可能なもの	特別収容局ルータにおける1I ア通信網収容装 置ごとに <u>月額</u>	1,565,084 円	
	を利用し <u>た</u> <u>交換及び</u> 伝 送を行う機 能	ウ LANインタフ ェースにより 100Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに <u>月額</u>	<u>274,918円</u>	
		エ A T Mインタフ ェースにより符号 伝送が可能なもの	1 ポートごとに <u>月額</u>	221,768円	

二重下線部は、平成 20年 12月 9日西相制第 124号にて認可申請中です。

	<u> </u>			
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な	1ポートごとに	<u>6,058 円</u>	
(a) (b)	1	4		
(2) 特別 中継局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第7-3欄で接続し、IP通 信網を利用して伝送を行う機能(L ANインタフェースにより1Gbit/s の符号伝送が可能なものに限りま す。)	特別中継局ルータにおける1I P通信網間接続 装置ごとに	<u>1,565,084 円</u>	

二重下線部は、平成 20 年 12 月 9 日西相制第 124 号にて認可申請中です。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

- 1 適用 (略)
- 2 工事費の額
- 2 1 (略)
- 2 2 2 1以外の工事費

	区分	単位	備考
(1)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) I P 通信 網データ設定 工事費	IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はSIPサーバにIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	
(6)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

2-3~2-4 (略)

	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに <u>月額</u>	6,058円	
(4) 特別 中継局ル -夕接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第7-3欄で接続し、IP通 信網を利用した交換及び伝送を行う 機能(LANインタフェースにより 1Gbit/sの符号伝送が可能なものに 限ります。)	特別中継局ルー 夕における1I P通信網間接続 装置ごとに月額	1,565,084円	
(5) 関門	IGSを経由して、IP通信網を利	<u>1通信ごとに</u>	0.98349 円	
<u>交換機接</u> 続ルーテ ィング伝 送機能	<u>用した交換及び伝送を行う機能</u>	<u>1秒ごとに</u>	0.027421 円	

二重下線部は、平成20年12月9日西相制第124号にて認可申請中です。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

- 1 適用 (略)
- 2 工事費の額
- 2 1 (略)
- 2 2 2 1以外の工事費

	区分	単位	備考
(1)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) I P 通信 網データ設定 工事費	I P通信網終端装置、I P通信網収容装置、I P通信網間接続装置又はSIPサーバ等にIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	
(6)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

2-3~2-4 (略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)
- 2 手続費の額
- 2 1 手続費

	区分	単 位	手続費の額	備考
(1)~(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 利用契約締 結手続費	電話サービス <u>又は</u> 総合ディジタル通信 サービスの契約を行うことにより、協定 事業者と電気通信サービスの契約を締 結することになる場合の手続きに要す る費用	(略)	(略)	(略)
(7)~(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 2 ~ 2 - 3 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能~通信路設定伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能~端末間 伝送等機能	(略)	(略)
ルーティング伝送機能	ルータ及び伝送路設備により、 <u>協定事業者への振り分けを行う</u> 通信 <u>並びに</u> 伝送を行う機能	(略)
網同期クロック供給機 能~上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)
- 2 手続費の額

2 - 1 手続費

	区分	単位	手続費の額	備考
(1)~(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 利用契約締 結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	(略)	(略)	(略)
(7)~(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能~通	(略)	(略)
信路設定伝送機能		
データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設	(略)
	<u>定及び伝送を行う機能</u>	
信号伝送機能~端末間	(略)	(略)
伝送等機能		
ルーティング伝送機能	ルータ及び伝送路設備により、通信 <u>の交換及び</u> 伝	(略)
	送を行う機能	
網同期クロック供給機	(略)	(略)
能~上記以外の機能		

1 - 2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

網使用料算定根拠

一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 関門交換機接続ルーティング伝送機能

<東日本>

目 次

I .算定手順	2
Ⅱ.原価の算定及び料金の設定	3
Ⅲ.網改造料に準拠した算定に使用する 繰延資産比率、投資等比率、貯蔵品比率の算定	4
Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
Ⅴ.資本構成比率の算定	6
Ⅵ.他人資本利子率の算定	
Ⅷ.自己資本利益率の算定	8
Ⅷ.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた設備数及びトラヒック	10
(別紙) 1. NGNの設備別取得固定資産 2. 減価償却費の算定 3. 設備管理運営費比率の算定 4. 試験研究費の算定 5. 中継ルータ及び伝送路の分計に用いたポート容量比 6. SIPサーバの分計に用いた通信回数比 7. 既存ひかり電話網の固定資産 8. 既存ひかり電話網の設備管理運営費 9. 既存ひかり電話網の分計に用いたトラヒック比 10. QoS換算係数の設定 11. 帯域換算係数の算定	
(参考) 1. 設備区分別の費用明細表 2. 設備区分別固定資産明細表	

一般収容局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (収容局接続機能) 一般中継局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (中継局接続機能) 関門交換機接続 ルーティング伝送機能 (IGS接続機能) 3 接続料 [IIO 料金の設定 接続用ポート数 で除して算定 【Xの2】 通信回数・ 通信時間で 除して算定 【Xの3】 収容ルータ 装置数で 除して算定 【Xの1】 ო 一般収容局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (収容局接続機能) 一般中継局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (中継局接続機能) 関門交換機接続 ルーティング伝送機能 (IGS接続機能) その他 (未アンバンドル機能) 機能別原価 [I02] 機能別原価の算定 トラヒック比【別紙9】 ポート容量比 通信回数比 【別紙6】 [別紙5] ď [I 010(1)j] 各機能に直課 設備別原価 網終端装置(VPN) 網終端装置 (ISP) 収容ルータ(SNI) 収容ルータ 中郷ルータ SIPサーバ GW ルータ 伝送路 [101] 網改造料の算定式に準拠して算定 MG ・H21年度1年間の原価を予測し接続料を算定 年経費の算定 (1)NGN (県間及びイーサネット相当を除く) [II Ø1Ø(1) b∼i] 設備別原価の算定 記載の料金に必要設備量を乗じて算定 [I 010(1)a] 平成19年度の既存ひかり電話網の 資産及び費用を基に算定 (1)の伝送路の!】 接続約款の料金表第1網使用料 2-5-3 光信号中継伝送機能 [1010(2)] <u>.</u> ①中総光ファイバ以外 (2) 既存ひかり電話網 創設費の算定 [I010(網終端装置(VPN) ②中衛光ファイバ 網終端装置(ISP) 収容ルータ(SNI) 収容ルータ 中絲ルータ ジー 作dis GWJLータ 伝送路 S S

算定手』

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定

1. 設備別原価の算定 (1)NGN (単位:百万円)

	区分	収容ルータ	中継ルータ	MG	GWルータ	網終端装置 (ISP)	網終端装置 (VPN)	収容ルータ (SNI)	SIPサーバ	伝送路	合計	備考
a. 創設費		18,272	13,317	3,787	113	5,024	1,093	367	11,539	25,014	78,526	需要数やエリア展開に基づ、設備量及び取得価額等を基に、H20.12.9申請の接続約 款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の第定式に準拠して第定した。なお、網終 端装置(ISP)及びGWルータの接続に係るインタフェース機能部分は含まない。
b. 設備管理運	営費	7,557	5,423	1,654	27	1,723	366	175	4,617	10,351	31,893	
減価償却	費	4,265	3,063	880	20	1,082	248	86	2,585	5,813	18,042	耐用年数9年、残存価格0の定率法により算定した。
試験研究	2費	2,123	1,508	532	0	319	48	66	1,294	2,937	8,827	(別紙4)試験研究費の算定のNGNに係る試験研究費を、各設備の当年度取得固定 資産額比により分計
その他		1,169	852	242	7	322	70	23	738	1,601	5,024	(別紙3)設備管理運営費比率(0.064)を用いて算定
c. 他人資本費戶	Ħ	85	61	18	0	21	5	2	51	116	359	
d. 自己資本費用	用	463	332	96	2	115	27	9	279	631	1,954	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
e. 利益対応税		314	225	65	1	78	18	6	189	428	1,324	
f. 装置計		8,419	6,041	1,833	30	1,937	416	192	5,136	11,526		b+c+d+e
g. 土地·建物等	F	332	149	49	1	122	21	10	74	245	1,003	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
h. OpS等		706	511	529	3	250	35	16	856	969	3,875	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
i. 局間伝送路(·	ダークファイバ)	-	-	-	-	_	-	-	-	1,024		H20.12.9申請の接続約款の料金表第1網使用料2-5-3 光信号中継伝送機能より算定した。
j. 合計		9,457	6,701	2,411	34	2,309	472	218	6,066	13,764		f+g+h+i

	正味固定資産	14,711	10,540	3,035	64	3,689	852	295	8,864	20,037	62,087		
	繰延資産	207	149	43	1	52	12	4	125	283	876		
	投資等	56	40	12	0	14	3	1	34	76	236	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠し て算定した。	
	貯蔵品	128	92	26	1	32	7	3	77	174	540		
	運転資本	396	283	93	1	76	14	11	244	545	1,663		
レート	ベース	15,498	11,104	3,209	67	3,863	888	314	9,344	21,115	65,402		

(2)既存ひかり電話網

(2)既存ひかり電話網					(単位:百万円)
区分	ルータ 伝送路等	MG	SIPサーバ	合計	備考
a. 設備管理運営費	9,766	1,276	2,563	13,605	(別紙8)より
b. 他人資本費用	100	12	24	136	
c. 自己資本費用	542	65	131	739	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、他人資本費 用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
d. 利益対応税	368	44	89	502	
e. 原価 (a+b+c+d)	10,776	1,397	2,807	14,982	
レートベース	18,142	2,186	4,390	24,718	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して算定した。

2. 機能別原価の算定 A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)

一版収合向ルーラ技術ルーティング以近後能(収合向技術後能)			
区分	接続料原価	備考	
a. 収容ルータ	9,457	1の(1)の収容ルータの;	
b. 中継ルータ	2,928	1の(1)の中継ルータのj×(別紙5)の2のボート容量比の(1)のa	
c. 網終端装置(ISP)	2,309	1)の網終端装置(ISP)のj	
d. 伝送路(ダークファイバ以外)	5,567	(1の(1)の伝送路のj-1の(1)の伝送路のi)×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のa	
e. 伝送路(ダークファイバ)	562	0(1)の伝送路のi×(別紙5)の2のポート容量比の(2)のa	
f. 合計	20,823	a+b+c+d+e	

B. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)

B. 一般中継局ルーダ接続ルーアインク伝达機能(甲継向接続機能)			
区分	接続料原価	備考	
a. 中継ルータ	83	1の(1)の中継ルータのj×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のb	
b. GWルータ	34	1の(1)のGWJレータのj	
c. SIPサーバ	13	(1)のSIPサーバのj×(別紙6)の比率のa	
d. 伝送路(ダークファイバ以外)	158	(1の(1)の伝送路のj-1の(1)の伝送路のi)×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のb	
e. 伝送路(ダークファイバ)	18	1の(1)の伝送路のi×(別紙5)の2のポート容量比の(2)のb	
f. 合計	306	a+b+c+d+e	

区分	接続料原価	備考
a. 中継ルータ	1,744	1の(1)の中継ルータのj×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のc
b. MG	2,411	1の(1)のMGのj
c. SIPサーバ	5,859	1の(1)のSIPサーバのj×(別紙6)の比率のb
d. 伝送路(ダークファイバ以外)	3,316	(1の(1)の伝送路のj-1の(1)の伝送路のi)×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のc
e. 伝送路(ダークファイバ)	101	1の(1)の伝送路のi×(別紙5)の2のポート容量比の(2)のc
f.既存ひかり電話網・MG	1,397	10(2)0MG0e
g.既存ひかり電話網・SIPサーバ	2,773	1の(2)のSIPサーバのe×(別紙9)の(1)のc
h.既存ひかり電話網・その他	10,636	1の(2)のルータ・伝送路等のe×(別紙9)の(2)のc
i. 合計	28,237	a+b+c+d+e+f+g+h

3. 料金の設定

A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)

区分	H21年度	備考	
a. 原価(百万円)	20,823	20A0f	
b. 装置数 (装置)	1,025	C. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1. 収容ルータ装置数	
c. 料金 (円/装置・月)	1,692,927	a÷b÷12ヶ月	

B. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)

MATHEMOTOR PISCOURT /12 PIAREIGNES (1 MEMOISTAGE)		
区分	H21年度	備考
a. 原価(百万円)	306	20B0f
b. ボート数 (ボート)	4	IX. 料金設定に用いた設備数及びトラビックの2. GWルータ接続用ポート数
c. 料金 (円/ポート・月)	6,375,000	a÷b÷12ケ月

C. 関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)

	区分	H21年度	備考
a. 🖽	a. 回数比例コスト (百万円) 8,		
	原価(NGN)	5,859	20C0c
	原価(既存ひかり電話網)	2,773	2のCのg
b. 時f	間比例コスト(MG以外) (百万円)	15,797	
	原価(NGN)	5,161	2のCのa+d+e
	原価(既存ひかり電話網)	10,636	2のCのh
c. 時f	間比例コスト(MG) (百万円)	3,808	
	原価(NGN)	2,411	2のСのЬ
	原価(既存ひかり電話網・MG相当)	1,397	20C0f
d. 通f	信回数(千回)	6,346,732	区、料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3. ひかり電話トラヒックの(1)の⑦
e. 通f	信時間(千時間)	253,232	区、料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3. ひかり電話トラヒックの(2)の⑦
f. 通信	言時間(MG経由)(千時間)	225,496	区、料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3. ひかり電話トラヒックの(2)の®
g. 1 🗈	g. 1回あたり(円/回) 1.3		a÷d
h. 1和	h. 1秒あたり(円/秒) 0.0220		b÷e+c÷f

Ⅲ.網改造料に準拠した算定に使用する繰延資産比率、投資等比率、貯蔵品比率の算定

(1)指定設備管理部門の電気通信事業固定資産等の実績

(単位:百万円)

区分	首末平均残高	
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,429,045 (A)	
指定設備管理部門における建設仮勘定※1	33,868 (B)	
指定設備管理部門の投資等(収益の見込まれないもの)※2	9,068 (C)	

- ※1 繰延資産は発生していないので無しとする。
- ※2 投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2)電気通信事業固定資産等の実績

(単位:百万円)

区分		首末平均残高	
電気通信事	電気通信事業固定資産		(A)
	建設仮勘定	37,045	(B)
貯蔵品※		25,698	(C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(3)繰延資産比率

区分	比率	備考
繰延資産比率	0.0141	$(1) \sigma(B) / ((A) - (B))$

(4)投資等比率

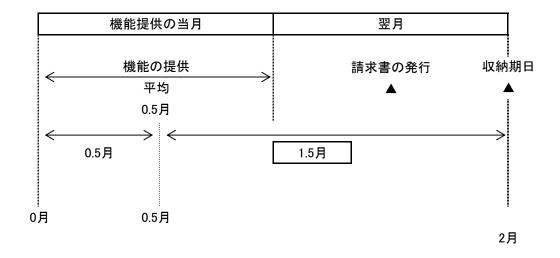
区分	比率	備考
投資等比率	0.0038	$(1)\mathcal{O}(C)/((A)-(B))$

(5)貯蔵品比率

区分	比率	備考
貯蔵品比率	0.0087	$(2) \mathcal{O}(C) / ((A) - (B))$

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程

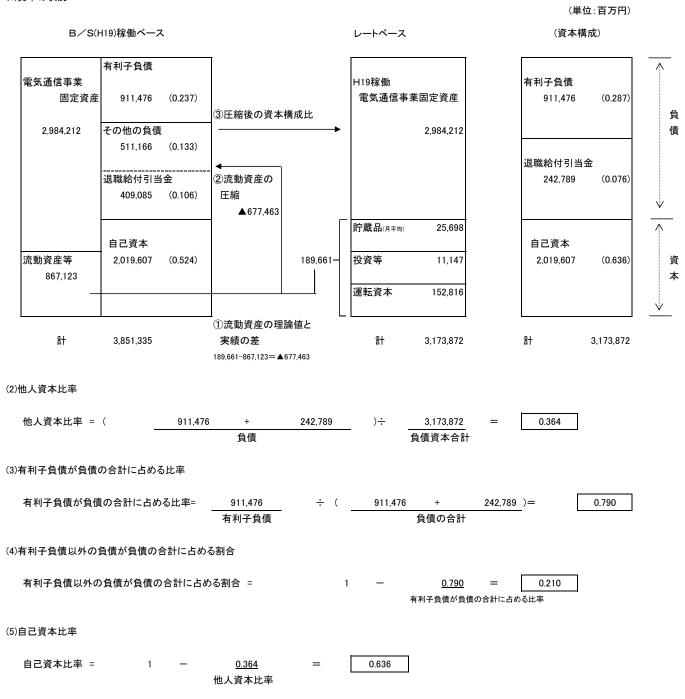


(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

V. 資本構成比率の算定

(1)資本の状況



VI. 他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成19年度実績とした。

有利子負債に対する利子率 = 1.51%

(単位:%)

	\ 1 I— · · · · /
年度	19
区分	
他人資本利子率	1.51

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率 = 1.49%

(単位:%)

年度	15	16	17	18	19	平均
区分						
他人資本利子率	1.11	1.52	1.40	1.79	1.63	1.49

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率 = 1.51%×0.790+1.49%×0.210=

1.51%

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

WI. 自己資本利益率の算定

1.CAPM的手法による自己資本利益率

(単位:%)

	年度	17	18	19	平均(注4)
区分		17	10	19	3年平均
①主要企業の自己資本利	益率(注1)	7.08	6.10	7.08	-
β値の適用		0	0	0	_
②リスクフリーレート(注2)		1.40	1.79	1.63	
1-2		5.68	4.31	5.45	
選択される自 己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	4.81	4.38	4.90	<u>4.70</u>

- (注1)主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。ただし平成19年度は速報値である。
- (注2)リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であること から国債10年ものの利回りを使用した。
- (注3) β 値については、昨年度と同とした。
- (注4)算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位:%)

年度						
区分	15	16	17	18	19	平均
E//						
主要企業の自己資本利益率	4.83	5.39	7.08	6.10	7.08	<u>6.10</u>

(注)「日経経営指標」より。ただし平成19年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1,2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 =

4.70%

Ⅷ. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、	車業税	注】铅	送应旧足锐	古町廿巳珆た目	27 4.42
州盆刈心枕としては、	争未忧、	达入忧、	坦州乐氏优、	田町 竹 氏 祝 ぞ 兄	込んだ

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

- 1.税引前利益に対する率の算定
 - ①税引前利益をy、税額をxnとする。
 - ②事業税実効税率 事業税額をxiとする。

 $x1 = (y-x1) \times 0.072$

0.072 × y = $x_1 =$ 1+0.072

<u>0.0672y</u>

③法人税実効税率

法人税額をx2とする。

x2 = 事業税引後利益 × 0.3

 $=(y-0.0672y) \times 0.3$

0.2798y

④道府県民税実効税率

道府県民税額をx3とする。

x3 =法人税額 × 0.05

 $=0.2798y \times 0.05 =$

0.0140y

⑤市町村民税実効税率

市町村民税額をx4とする。

x4 =法人税額 × 0.123

 $=0.2798y \times 0.123 =$

0.0344y

⑥税引前利益に対する利益対応税率 利益対応税額をxとする。

 $x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4$

0.3954y

2.税引後利益に対する率の算定

税引後利益をz、税引前利益をy、税額をxとする。

利益対応税率 = x = 0.3954y = 0.6540 z (1-0.3954)y = 0.6046y

税引前利益 y

利益対応税

x = 0.3954y

税引後利益

z = (1-0.3954)y

Ⅳ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック

1. 収容ルータ装置数

(単位:台)

区分	H20年度末	H21年度末	H21年度稼動	備考
収容ルータ装置数	570	1,480	1,025	NGNのエリア展開及びユーザ数より算定

2. GWルータ接続用ポート数

(単位:ポート)

区分	H20年度末	H21年度末	H21年度稼動	備考
接続用ポート数	4	4	4	東西間のNGN接続用ポート数 (利用部門の使用分を含む)

3. ひかり電話トラヒック

(1)通信回数

(単位:千回)

	通信先	H19年度 (実績)	H20年度	H21年度	備考
①ひか	り電話(東日本エリア内)	158,493	376,368	687,736	
	②(再)既存ひかり電話網内	158,493	349,655	538,579	
③ひか	り電話(東西間)	14,941	35,823	65,295	平成19年度のひかり電話のトラヒック実績を基 に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施
	④(再)既存ひかり電話発着	14,941	34,528	57,782	設数の変動等を加味して算定
⑤その	他(固定電話・移動体等)	3,155,654	4,559,446	5,750,371	
⑥合計		3,329,088	4,971,637	6,503,402	
		<u> </u>			
⑦IGS‡	妾続機能(②+④+⑤)	3,329,088	4,943,629	6,346,732	

(2)通信時間

(単位:千時間)

	14055			
通信先	H19年度 (実績)	H20年度	H21年度	備考
①ひかり電話(東日本エリア内)	7,370	17,097	30,521	
②(再)既存ひかり電話網内	7,370	15,884	23,901	
③ひかり電話(東西間)	1,039	2,434	4,334	平成19年度のひかり電話のトラヒック実績を基 に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施
④(再)既存ひかり電話発着	1,039	2,346	3,835	設数の変動等を加味して算定
⑤その他(固定電話・移動体等)	130,867	183,888	225,496	
6合計	139,276	203,419	260,351	
⑦IGS接続機能(②+④+⑤)	139,276	202,118	253,232	
⑧(再)MG経由(⑤)	130,867	183,888	225,496	

(参考)フレッツ光及びひかり電話の施設数

区分	H20年度末	H21年度末	備考
フレッツ光(千契約)	6,563	8,163	
フレッツ 光ネクスト	400	1,270	
ひかり電話(千ch)	4,465	5,961	

(別紙1) NGNの設備別取得固定資産

(単位:百万円)

区分	H20年度末	H21年度末
収容ルータ	10,968	25,576
中継ルータ	8,127	18,508
MG	1,955	5,619
GWルータ	113	113
網終端装置(ISP)	3,927	6,121
網終端装置(VPN)	929	1,257
収容ルータ(SNI)	141	592
SIPサーバ	7,087	15,991
伝送路(ダークファイバ以外)	14,909	35,120
OpS等	2,792	5,150
合計	50,948	114,046

(別紙2) 減価償却費の算定

(1) (2)以外

- ・耐用年数9年、残存価額0の定率償却で算定
- ・取得年度と減価償却費の関係(期首に取得の場合)

	H19年度	H20年度	H21年度
H19年度取得	25.11%	19.44%	15.04%
H20年度取得	_	25.11%	19.44%
H21年度取得	_	_	25.11%

(2) OpS等の開発費

- ・耐用年数5年、残存価額0の定額償却で算定
- ・取得年度と減価償却費の関係(期首に取得の場合)

	H19年度	H20年度	H21年度
H19年度取得	20%	20%	20%
H20年度取得		20%	20%
H21年度取得			20%

(別紙3) 設備管理運営費比率の算定

端末系交換設備(データ)+端末系交換設備~中継系交換設備伝送路(データ)+中継系交換設備(データ)

(単位:百万円)

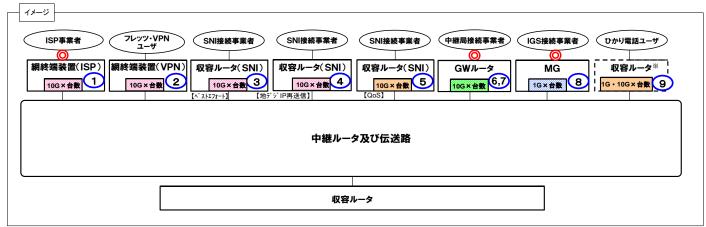
区分	金額等	備考
①取得固定資産	455,264	(参考2)設備区分別固定資産明細表より(建物・構築物・土地・建設仮勘定除く)
②指定設備管理運営費(試験研究費・減価償却費除く)	29,080	(参考1)設備区分別の費用明細表より
③設備管理運営費比率(試験研究費・減価償却費除く)	0.064	② /①

(別紙4) 試験研究費の算定

(単位:百万円)

		H21	年度	備考
	运 力	全社	(再掲)NGN	·
試験	研究費	51,711	8,827	
	ノードシステム	10,315	3,494	全社のノードシステムに係る試験研究費を基に、当年度取得固定資産額 比によりNGN分を算定
	その他	41,396	5,333	平成19年度のルーティング伝送機能(地域IP網)のノードシステムに係る 試験研究費とその他(オペレーションシステム、試験研究共通、共通事務 等)に係る試験研究費を基に算定

(別紙5) 中継ルータ及び伝送路の分計に用いたポート容量比



※当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの

1. 算定方法

エッジ設備ごとに以下の計算式により換算後ポート容量を算定。

(算定式)【中継光ルータ及び伝送路(ダークファイバ以外)】ポート容量 × QoS換算係数 × 帯域換算係数 × 稼働ポート数 = 換算後ポート容量 【伝送路(ダークファイバ)】 ポート容量 × QoS換算係数 × 稼働ポート数 = 換算後ポート容量

(1)ポート容量

区分	ポート容量(Gbps)	対応するエッジ設備
10Gのもの	10	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)、④収容ルータ(SNI・地デジP再送信)、⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)、⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)、⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
IGのもの	1	®MG

(2)QoS換算係数

区分	換算係数※	対応するエッジ設備
QoS・最優先クラス	1.20	⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)、®MG
QoS・高優先クラス	1.16	⑤収容ルータ(SNI·QoS通信)、⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)
ベストエフォート	1.00	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)、④収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)

※QoSにかかる網内管理値をもとに算定(別紙10)

(3)帯域換算係数 エッジ設備毎に、(1)に(2)を乗じて算定したポート毎の帯域に対し、以下の換算係数を乗じる

区分	ポート帯域 (1)×(2)	帯域換算後 [※] ポート容量	対応するエッジ設備
10Gポート・ QoS最優先クラス	12.00	2.94	⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
10Gポート・ QoS高優先クラス	11.60	2.90	⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)、⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)
10Gポート・ ベストエフォート	10.00	2.72	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)、④収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)
1Gポート・ QoS最優先クラス	1.20	1.08	®MG

※市販ルータの帯域とポートあたり価格の関係から設定(別紙11)

2. 算定結果

上記のポート容量を機能ごとに集計し、ポート容量比を算定

機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(IIの1の(1) 中継ルータのj、伝送路のj-i、伝送路の i)にポート容量比を乗じて算定

1度形別技術が作所画は、対心するNGNの設備別	永価(10)10)(1) 中	極ルノの人は区間の	月 1、因应品071	バンパー・石里比と:	木して井足
	ポート	容量比	接続料原価()	単位:百万円)	
区分	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) 伝送路 (ダークファイバ)	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) 伝送路 (ダークファイバ)	対応するエッジ設備
a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)	43.70%	54.93%	8,495	562	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)
b.一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	1.24%	1.73%	241	18	⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)、⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
c関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	26.03%	9.89%	5,060	101	®MG
d.その他 (未アンバンドル機能)	29.03%	33.45%	5,643	343	④収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)、⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)及び⑨収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの)(※)
e.合計	100.00%	100.00%	19,441	1,024	

※③収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの)は、MG及びGWルータ経由呼と当社のひかり電話ユーザ間の通信とのトラヒック比を基に算定

(別紙6) SIPサーバの分計に用いた通信回数比

通信回数は、平成19年度の既存ひかり電話の通信実績を基に、NGNユーザの施設数及び通信先の施設数の変動等を勘案して算定機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(\mathbb{I} の1の(1) SIPサーバのj)に通信回数比を乗じて算定

区分	通信回数		接続料原価	対応する通信
运 力	(単位:千回)	比率	(単位:百万円)	対心 り 心地信
a. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	9,084	0.21%	13	GWルータ経由のひかり電話以外のQoS通信、GWルータ経由のひかり電話(標準音質及び高音質等)
b. 関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	4,178,142	96.59%	5,859	IGS経由のひかり電話(標準音質)
c. その他 (未アンバンドル機能)	138,421	3.20%	194	収容ルータ(SNI)経由のQoS通信、ひかり電話(標準音質及び高音質等)のNGN網内折返し通信 (当社の既存ひかり電話網との発着信を含む)
d. 合計	4,325,647	100.00%	6,066	

(別紙7) 既存ひかり電話網の固定資産

						(単位:百万円)
			H19年度 実績	H20年度	H21年度	算定方法
機械設備	ダール	取得固定資産	19,166	23,030	24,396	前年度値に既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮し算定
		正味固定資産	10,205	10,044	8,082	前年度值+当年度取得固定資産一減価償却費(当年度取得分は半稼働)(※1)一除却損
	その他	取得固定資産	7,028	8,491	8,990	前年度値×ルータの取得固定資産伸び率
		正味固定資産	1,343	1,617	1,712	前年度値×ルータの取得固定資産伸び率
線路設備	ルブーヤ	取得固定資産	2,701	3,163	3,321	前年度値に展開ビル数の伸び率を考慮し算定
		正味固定資産	338	415	516	前年度値+当年度取得固定資産一減価償却費(当年度取得分は半稼働)(※2)一除却損
	その他	取得固定資産	31	36	38	前年度値×ケーブルの取得固定資産伸び率
		正味固定資産	6	10	11	前年度値×ケーブルの取得固定資産伸び率
土木設備		取得固定資産	4,292	5,026	5,277	前年度値×線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	951	1,113	1,169	前年度値×線路設備の取得固定資産伸び率
建物		取得固定資産	10,639	12,749	13,508	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	3,919	4,697	4,976	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	51,098	60,905	64,556	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	5,676	6,769	7,174	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
岩		取得固定資産	94,956	113,399	120,086	
		正味固定資産	22,441	24,666	23,640	

(※1)平成19年度以前取得分は耐用年数6年、平成20年度以降取得分は耐用年数9年として算定

(※2)平成19年度は耐用年数10年、平成20年度以降は耐用年数21年として算定

(別紙8) 既存ひかり電話網の設備管理運営費

(単位:百万円)

269|前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味 ルータ及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率 ルータ及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率 ルータ及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率 4,657|前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味 1,118|前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味 算定方法 188|前年度値×取得固定資産伸び率 448|前年度値×正味固定資産伸び率 0.2 H19年度と同 6,749 108 175 13,605 H21年度 0.2 429 103 14,213 1,088 177 463 7,358 167 4,531 H20年度 13,856 0.2 940 149 3,917 1,489 417 6,807 137 83 H19年度 実績 (再)除却損 通信設備使用料 固定資産除却費 共通費·管理費 施設保全費 試験研究費 減価償却費 租税公課 宮業費 和

(別紙9) 既存ひかり電話網の分計に用いたトラヒック比

平成19年度の既存ひかり電話網の通信実績を基に、既存ひかり電話及び通信先の施設数の変動等を勘案して算定

 (1)SIPサーバコスト
 (単位:千回)

区分	H21年度	備考
a. 既存ひかり電話網トラヒック	5,755,123	
b. 既存ひかり電話網トラヒックのうち、IGS接続機能相当	5,685,097	既存ひかり電話網と当社NGNひかり電話ユーザ間の通信を除く通信
c. 既存ひかり電話網コストにおけるIGS接続機能相当比率	98.8%	b÷a

(2) その他コスト (単位: 千時間)

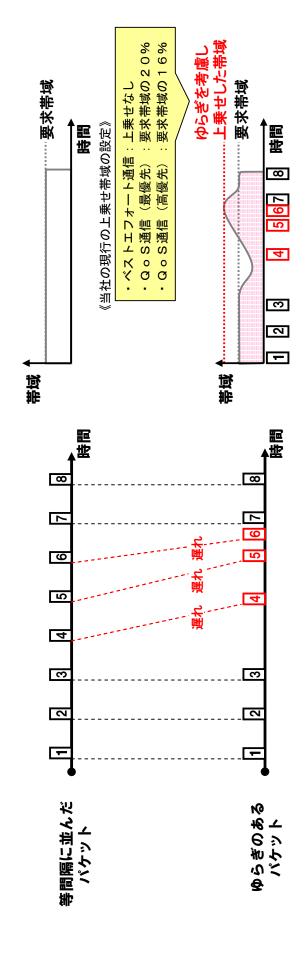
H21年度	備考
230 395	
•	 既存ひかり電話網と当社NGNひかり電話ユーザ間の通信を除く通信
98.7%	
	230,395 227,288

(別紙10) QoS換算係数の設定

通信要求時の帯域に対して帯域を上乗せして管理していることに QoSの有無・程度に応じたコスト差を設定。 を吸収するために QoS通信では「ゆらぎ」 着目し、 通信品質に関する法令や国際標準に定められている、遅延等の品質を確保するため、以下のような 比率で上乗せ帯域を設定しています。 具体的には、

1. 20 : 1. 16 : 1. 00 II :ベストエフォート通信 (高優先) :QoS通信 (最優先) QoS通信

「ゆらぎ」があると、パケットの間隔が詰まっているところでより大きい帯域を使うことになります。 こうした「ゆらぎ」を吸収するために、NGNでは、網管理上、通信要求時の要求帯域に対して上乗せした帯域で管理しており、品質が高いほど 乗せする率を高くしています。 等間隔に並んで送信されたパケットが、1つの装置で複数通信のパケットを束ねて転送する際に間隔がずれることを「ゆらぎ」といいます。



(別紙11) 帯域換算係数の算定

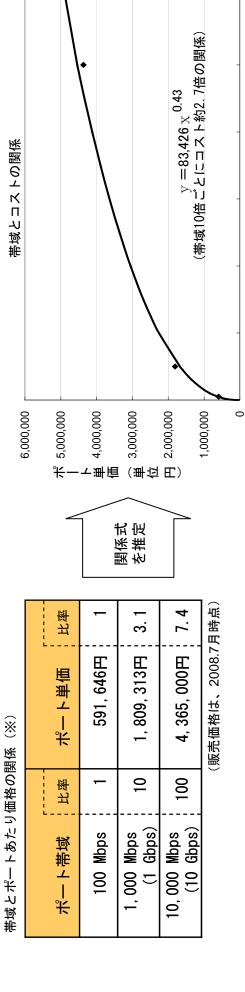
■市販ルータのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定し、各ポートのポート容量を換算した比率を算定

〇モデル機種

・シスコンステムズ社のルータ装置「Cisco 7604」(2005年発売開始)

〇選定理由

・冗長化構成とすることができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能で、通信事業者や一般企業向けに広く使われている実績のある 機種であるため



※販売価格はシスコシステムズ製品の国内の大手販売代理店が公開している価格表に基づく。

12,000

10,000

8,000

6,000

4,000

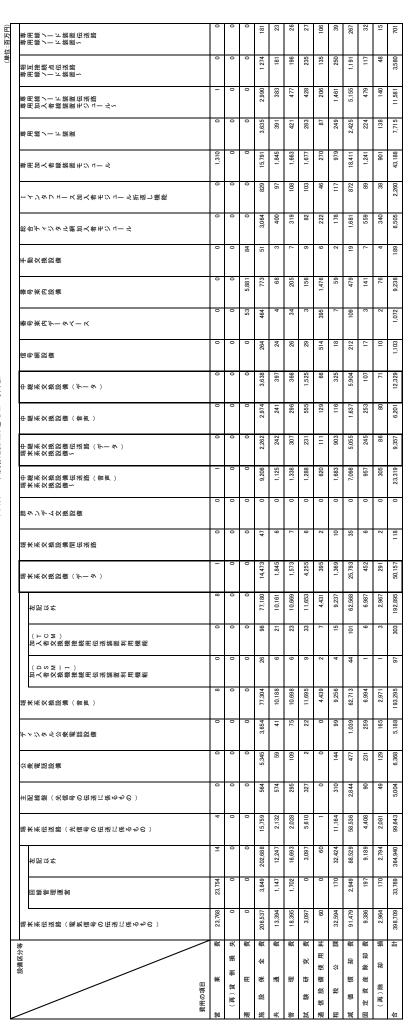
2,000

ポート帯域(Mbps)

21

設備区分別の費用明細(平成19年度接続会計をもとに算定)

表







_												
511,431	1,398	15,625	470,589	95,845	109,779	54,959	697,346	75,400		37,120	19,098	2,486,263
486,333	1,397	9,603	96,989	61,887	55,599	22,440	688,036	13,709	122,305	10,633	8,106	1,567,533
139,685	197	210	82,890	18,217	15,216	5,311	286	8,345	68,430	6,197	4,476	344,786
324,113	1,199	9,393	0	40,895	35,968	11,480	686,338	2,959	12,836	1,047	811	1,125,029
0	0	0	0	0	522	0	0	0	0	0	0	522
22,534	0	0	0	906	2,058	0	0	130	936	0/	29	26,635
-	0	0	13,752	1,829	1,800	5,629	1,404	2,245	39,450	3,307	2,753	69,418
0	0	0	347	39	36	20	6	30	652	Ŧ	7	1,143
-	0	0	14,099	1,868	1,836	5,649	1,412	2,275	40,102	3,318	2,760	70,561
25,098	-	6,022	373,601	33,959	54,180	32,520	9,310	61,691	295,864	26,488	10,992	918,730
0	0	0	0	0	1,946	0	0	0	0	0	0	1,946
-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
0	0	0	0	0	12,990	0	0	0	0	0	0	12,990
2	0	0	2,456	288	271	873	18	355	2,393	186	85	6,842
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	89	9	9	3	5	4	38	2	1	131
2	0	0	2,524	294	277	876	23	359	2,431	188	87	6,973
数	損失	黄	全費	費	費	究費	1 日 料	業	却費	ま 却 費	切損	Ħ
₩	复	Ħ	伥	更	亜	研	設備 使	税公	氦	資産的	张 举	
	(m)	i	崧		1 1	盤	-9-44		桓		(H	i
	Image: 1 0 2 0 1 0 25,098 1 0 1 22,534 0 324,113 139,685 466,333	 (本) (本)		業 数 2 2 0 2 0 1 0 25.694 1 0 0 0 0 139.665 486.333 511 面 1 2 2 0 0 0 1 0	業 業 2 2 0 2 0 1 0 25.534 0 1.139 130.663 486.333 511 期 業 2 2 0 <td># 費 2 2 0 0 0 2 0 0 1 0 2 0 0 0 2 0 0 1 0 0 25 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>業 業 2 2 0 2 0 1 2 5 3 4 139.66 4 86.323 1 1 0 2 5 0 <t< td=""><td>業 業 2 2 0 2 2 0 2 2 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0</td><td>業 業 1 2 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 7 6 7</td><td>業 業 2 0 2 0 1 0 25.08 1 0 1 25.08 1 12.53.4 0 22.53.4 0 13.86.53 13.87 1</td><td>業 業 費 2 0 2 2 0 2 2 0 1 0 2 5 0 1 0</td><td>業 報 2 0 2 2 0 1 0 25,008 1 0<!--</td--></td></t<></td>	# 費 2 2 0 0 0 2 0 0 1 0 2 0 0 0 2 0 0 1 0 0 25 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	業 業 2 2 0 2 0 1 2 5 3 4 139.66 4 86.323 1 1 0 2 5 0 <t< td=""><td>業 業 2 2 0 2 2 0 2 2 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0</td><td>業 業 1 2 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 7 6 7</td><td>業 業 2 0 2 0 1 0 25.08 1 0 1 25.08 1 12.53.4 0 22.53.4 0 13.86.53 13.87 1</td><td>業 業 費 2 0 2 2 0 2 2 0 1 0 2 5 0 1 0</td><td>業 報 2 0 2 2 0 1 0 25,008 1 0<!--</td--></td></t<>	業 業 2 2 0 2 2 0 2 2 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0 0 2 2 0	業 業 1 2 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 7 6 7	業 業 2 0 2 0 1 0 25.08 1 0 1 25.08 1 12.53.4 0 22.53.4 0 13.86.53 13.87 1	業 業 費 2 0 2 2 0 2 2 0 1 0 2 5 0 1 0	業 報 2 0 2 2 0 1 0 25,008 1 0 </td

設 備 区 分 別 固 定 資 産 明 細 表 (平成19年度接続会計をもとに算定)

		固定資産の項目 	公衆電話機械設備			內電話機械設備		市外電話機械設備			富機械設備		雷報機械設備			DX機械設備		像機械設備			OCN機械設備		中共機構記律	22.000.000.000		無線機械設備		電力設備		1	電話番号案内設備	
設備区が非			田信却累計	正味価額	取得価額	減価償却累計額 计	五 祭 面 銀 得 备 备	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価億却累計額 计 計 計 計	上 味 信 数	以	味	取得価額	뮸	市 条 售 数 高 角 数	城価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	上 珠 亩 数 8 4 4 8	明 the	i ii	得価	減価償却累計額	亩 亩	3. 14 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	正味価額	甲	面颌却累計 屏 研	正 珠 笛 鐵 野 绛 萑 趦
	婚末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	c		0		_	0 0		0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 220		1 1		10	10 450			0	0	715
	回葉柳景樹	-	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	5 0	0	0	0	0	> 0	0	0	0 0	5 0
ľ	在跨过水	c	0	0	124 803	108,449	0,353	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 44 026	113/5	1 215	1119	1 059	19 452	10 093	2 358	0	0 0	0
ľ	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	C	0	0	18	17	- 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	1 143	926	216	0	0 0	0
ľ	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	-		0		13,650	0,015	0	0	0		0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0		0	0 0			0	0 0	0
	公衆電話設備	71917	25.262	2 655	115	106	s C	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	, 0	0	0	0	5
ľ	ティジタル公衆電話設備	18884	15478	3406			0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 4	12	3	0	0 0	0
	继末系交換設備(音声)	c	0	0	1390311	1,286,268	104,043	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	551 669	36.306	10 109	9 3 2 0	788	183 415	42 839	0	0	0
	加入考交換機接続用伝送装置利用機能(DSMII)	c	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0,0,0	1310	103	0	0	133	108	25	0	0 0	5
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TOM)	c	0	0		0		0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	5313	226	0	0	0 828	536	101	0	0 0	0
ŀ	化 配立 <i>文</i>	c	0	0	1 390 311	1,286,267	104,043	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 20 20 2	545 041	35 977	10 109	9 3 2 0	788	182 874	42 712	0	0 0	0
ŀ	端末系交換設備(データ)	c	0	0	637	468	69	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 425	180 6/1	56 187	0	0	40 503	49 503	9 3 4 2	0	0 0	0
	端末系交換設備問伝送路	c	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	282	50	37	34	e e	75	. 81	0	0 0	0
	群タンデム交換設備が大きな。	c	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0
HACKAR	端末系交換設備与 中継系交換設備任送路(音声) 以末系以射影響~	-	0	0	15	4 ,	- 0	0	0	0	0 1	0 0	5 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 000	192 /80		6 636	5 545	1091	16 204	3 783	0	0 0	0
-	端末系交換設備に送路(データ) は表系交換設備に送路(データ)	-	0	0	က	e e	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	00 545	29 242	7 622	521	476	2 15.6	3 150	596	0	0 0	0
ŀ	中継系校級設備 (春声)	-	0	0	က	e e	56713	52.705	4008	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0		911			0	0 0	3536	826	0	0 0	0
ŀ	中継系交換設備(データ)	c	0	0	13	12	- 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0 0	21812	14 788	0	0	1001	6 480	1511	0	0 0	0
-	範心懲誤離 参呼がアルー かく 一 バ	c	0	0	0	0	2.356	2 158	198	0	0 1	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 502 +	/0/	223	0	0	0 8	551	129	0	0 0	0
ļ	春号楽の子ータベース	-	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 1	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0			305	0	0	0 10,	103	24	556	336	220
	## mm MC 7 00 ##	-	0	0	0	0 0	1 952	1 580	372	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	4 4 50	276	25	23	2	780	182	1 440	1 322	118
-	総合ディジタル網加入者モジュール	c	0				138	114	24	0	0	0 0	o c	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0;	102	2	-	-		31 7			26	2
-	ニインタフェース加入者モジュール折返し機能	-	0	0	_	81,331 8,4		0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0			54		0		7 228 1			0 (0
	専用加入者線装置モジュー ル	-	0	0		8,827 7,9		0	0	0 31	0 2:	0	0 0	0	0 2:	0 2,	0	0 0	0	0 3,	0 3,	č				363		1 931 36 437	453 8 501		0 (0
		-	0	0	10 676	7,979				3112	2 940	172	0 0	0	303	2 093	110	0	0	175	3,090		588 121200			0					0 (0
	専用加入者線装置モジュール~専用線・7~ 茶蓋伝送路	c	0	0	8	2 0	48 0	45	8	0	0 1	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0		00 62276			0 14			1928 12	0	0	0
	専用錦ノード装置~相互接続点伝送路	c	0	0	9	9 ,	- 0	0	0	0	0 1	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0							5353 2816		0	0 (0
ļ	専用線/ード装置~専用線/ード装置を送路	-	0	0	က	7 0	0	0	0	0	0	0 0	5 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 4	5 5	2 0	13	75	238	18	292	0	0 0	0

	₫は	46801	40740	90'9	1,673,439	1,527,56	145,87	63,708	480	3502	331	192	1689	1389	2203	2093	=			327	3,090	18	175796	1488 79	269169	21 702	3 156	438 202	355 317	82884	2024	34	7507	
	指定設備利用部門計	0	0	0	27,733	16,830	10,903	346	98	390	370	20	1 689	1 389	0	0	0	0	0	0	0	0	221 161	142 217	78 944	1878	532	33 511	27 210	6 302	5 0	, 0	498	2
	端末設備および付加機能使用料、雑収入控除項目(関連するサービス活動を含む)	0	0	0	1,694	1,562	132	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	5 6	, 0	0	Ī
	サー ど ス 活動	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	
指定設備利用部門	サービス(ユニバ負担金)	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	5 0	, 0	0	
指定設備	回錄鄉開標詢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	林路以本	0	0	0	26,039	15,268	10,771	346	98	390	370	20	1 689	1 389	0	0	0	0	0	0	0	0		_	0.410	1878	532	.,			5 0	, 0	495	100
	スプラッタ (LSL)	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0		0 0	0	0	0	0	0	0	0			5 5 5 4		0	0		960		0 0	0	8	1
	州帕敦鄉	0	0		26,039	15,268	10,771	346	98			20	1 689	1 389	0	0	0	0	0 0	0	0	0	221 161	142 217	78 944	1878	532	33 511	27 2 10	6 302	0 0	0	498	
	指定設備管理部門計	46 801	40 740	6,060	1,645,706	1,510,732	134,974	62,862	4 703	3112	2 940	172	0	0 0	2 203	2 093	110	0	0	3.271	3,090	181	1 536 804	1346579	190.225	19825	2625	404690	328108	76583	2 0 2 4	340	7 009	200
	ユニパ典担金(管理)	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	•
	貧倒損失(管理)	0	0	0	0	0	0	0	9 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	5 0	, 0	0	1
管理部門	東西交付金	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	5 6	, 0	0	1
指定設備管理部	罷정網菜	0	0	0	3,906	3,419	486	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 776	2 604	1/2	84	7	761	617	144	0 0	0	13	2
	Q. I の祭業婚種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 0	0	0	
		0	0	0		0		1,654			0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	82	12			250			0	0		
	羅內組革戴田等	0	0				486				0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0		2	183			-	819		> C	, 0	13	
設備区分等		命館館	減価償却累計額	味価額	取得価額	価値お累計館 詳	条 有 節	有 首 数据格计数据	はながれている 体 値 値	4 年 館	価償却累計額	味価額	命 庙 節目 節	自复步来 甲霉果 鱼 鱼	4 年 年 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	価償却累計額	味価額	命 庙 節目 節	減值復步素計館 计 展 籍 語	4 年 年 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	価償却累計額	味価額	4 年 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日	自复世来早龄 异二醇	4 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2	(((((((((((((((((((味価額	得価額	価値お累計館 1	京 有 節	以 存 首 数消角箱挡器	平 年 金	得価額	-
			公衆電話機械設備 減			市内電話機械設備 減	식	1X 市外電圧機構設備 減		取	電信機械設備 減小	田		电极级极级测量	日	DDX機械設備 減	범		国保偿税贬证 減1	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	OCN機械設備 減 /	出		伝述機械設備 減1	- I	無線機械設備 減			電力設備 減一	# #	m 記載中案内設備 減			5

設 備 区 分 別 固 定 資 産 明 細 表 (平成19年度接続会計をもとに算定)

E. E.S.	等用機/一ト接着/ 等用線/一ト接触伝送器		352	128	0 0	0	0	0 0	1 160	1 035	124	224	23	1 846	410	14	12	831	311	28	47	9	2		-	0 22	41	4 0	0	0 01	0	100	0	25	199	59	9 622	1,770
ŧ	専用線/一片装置~相互接続点伝送路		1 451		0 0	0	0	0 0	5913	5.213	700	1371	1226	10 861	2411	91	75	6,644	2 493	465	375	88 14		10	4	339		84	2	787	0	781	0 0	147	1 373	416	57 766	10
	専用加入舎線装置モジュール~専用線/―ド装置伝送路		1975	562	0	0	0	0	54933	48028	6906	14014	12520	107140	23809	949	781	14,104	8,810	988	798	191	105	39	10	3 843	638	205	4	1 684	0	1684	,3,	737	8033	1621	276797	49,681
	専用線/一に 装置		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	13,529	8,463	950	767	183	68	22	7	737	558	179	4	1631	0	1631	0 0	198	3 077	1 059	152 773	19,010
	専用加入者線装置モジュール		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	64,295	40,207	4 520	3 649	375	304	71	67	3777	2 878	899	20	7 756	0	7 756	0 0	655	11 564	2 865	344 385	93,692
	ェインタフェース加入者モジュール折返し機能		578	131	0	0	0	0	3841	3 461	381	636	5/3	6 177	1 375	35	29	4,247	2,646	297	240	29	22	9 4	4	239	182	57	-	0 20	0	506	0	82	1 582	286	43 325	7,318
	総合ディジタル網加入者モジュー ル		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	16,958	10,566	1 183	955	228	45	14	9	385	295	90	2	1 955	0	1 955	0	101	13 155	1 353	129 899	15,527
	手動交換設備		2 2	0	0 0	0	0	0 0	13	12	-	2	0 0	21	16	0	0 0	113	39	89	9	1	1	0 0	0	0 01	7	2	0	0	0	20	0	-	35	8	554	119
	奉 • 茶		8 8	8	0 0	0	0	0 0	241	218	23	39	35 4	383	299	2	0 0	3,415	2,270	235	190	17	13	8 6	2	253	188	9	2	1 620	0	629	0	21	1147	253	15 244	3,234
	帯中茶のデータベース			0	0 0	0	0	0 0	o un	4	0	-	0	7	9 2	0	0 0	343	118	24	19	υ 4	4	1	1	0	36	0 0	0	0 0	9 0	29	0	ro.	61	22	1 799	200
	而 心態 毀 權		0 0	0	0 0	0	0	0 0	209	181	28	28	92	427	332	4		763	478	54	43	10	4		-	0 43	33	0 0	0	0 %	0	92	0	= :	364	55	6 834	1,146
	中継系交換設備(データ)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	10,829	6,802	764	617	74	09	15	12	1241	878	362	co -	1361	0	1361	0 0	298	3 462	1 106	79 300	23,673
	中継系文換設備(音声)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0	0 0	6,039	3,811	424	342	54	43	12	7	534	399	135	2 0	797	0	790	0	88	11747	1081	81369	9,304
肯管理部門	消末系交換設備(データ)中継系交換設備伝送路(データ)		918	195	0 0	0	0	0 0	30 577	26 530	4 047	8 531	916	62 419	13 851	598	490	7,155	2 664	502	405	98	64	10	8	517	395	122	r m	1 875	0	875	400	406	3 594	893	150 386	32,474
指定設備	端末系交換設備~ 中継系交換設備伝送路(音声)		7 733	1 910	0 0	0	0	0 0	52 272	46 994	5 278	9 103	904	85 669	19 001	521	428	40,994	25,618	2 868	2315	353	281	72	62	2 906	2 241	91	15	4 893	0	4 893	0 0	978	9 114	2 681	439 983	68,814
	群タンテム交換設備		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0 0	0
	缝末系交換設備間伝送路		43	12	0 0	0	0	0 0	356	322	35	200	9	568	126	0	0 0	197	123	14	= "	2 3	-	0 0	0	0 1	11	e c	0	0 74	0	24	0	9	51	14	2 383	373
	端末系交換設備(データ)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	58,119	36,360	4 108	3318	277	228	62	20	12	3 2 3 9	1 297	20 2	8 908	0	6 9 9 6	0	1177	16 8 70	4 068	318 168	101,979
	柏鹃过冬		15 031	3 3 3 9 2	0 0	0	0	0 0	159 304	141 575		33 187	3416		219 409	2 083	1711		143 044	26 744	21 590	1 948	1 496	451	210	17 791	13 227	4 564	17	30	0	45 041	0 0	5 9 10	138 215	19 900	3 282 929	495,780
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TOM)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	920	359	99	54	5	3		-	0 41	31	0 0	0	0 0	0	109	0	12	126	44	7 2 1 2	877
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSMII)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0	0 0	235	147	16	13	e -	-	0 0	0	0 0	89	e c	0	0 16	0	27	0	8	31	11	1 786	264
	端末系交換設備(音声)		15 031	3 3 3 5 2	0 0	0	0	0 0	159 304			33 187	3416	281 971	219 409	2 083	1711	381,658	238,166	26 827	21 657	1953	1 501	453	211	17 842	13 266	101	72	30	0	45 176	0 976	5 926	138 426	19 955	3 291 926	496,921
	ティジタル公衆電話設備		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	140	85	10	00 (15	Ξ	e e	2	118	92	26	-	0 91	0	16	0	45	432	162	16298	3,729
	公衆電話設備		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	174	106	13	10	21	17	2 4	4	174	136	38	-	0 0	0	19	0	99	627	238	29 369	3,100
	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0	0 0	28,115	17,400	2 026	1 636	390	12	4 -	1	187	130	1	0	3 162	0	3 162	0	114	358	103	53 643	20,559
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	682 816	354 569	328 247	0 0	0 0		130 676	0	0 0	26,324	16,713	1 873	1512	360	537	198	25	5 855	4 075	1 781	18	3 900	0	3 909	0 0	8 241	32 653 26 654	5 999	1 332 857	489 279
	杯語以來		32	4	0 0	0	0	0 0	2 257 888		364 976	0	0	1 885 744	420 354		29	208,074	133 291	14 679	11 850	3 413	2 635	778	378	97	18 313	5 292	109	30.898	0	30 898	0 0	14 508	129 608	24 710	3 760 191	959,386
	回凝御間側刻		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0 0	10,257	3.249	698	564	149	126	23	6	4719	3 632	1 087	7	3 2 2 2 4	0	2 2 2 4	0	0	22 627	7 9 14		
	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)		8 8	4	0 0	0	0	0 0	2 257 888		364 976	0 0	0 0	1 885 744	420354		53	218,331	140,298	15 377	12 414	3 561	2 761	800	388	28.324	21 944	6 380	117	33 122	0	33 122	0 0	14 508	160 148	32 623	3 794 163	974,023
設備区分等			1 日本	価額	自然	自衛	自然	おおり	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	3.累計額	自動器	世の日の	事の数	価額	事に強	田額	おいません	車	日本計画	価額	日累計 額	自自器器	印累計額	車 車 盤 盤	印累計額	車 車 盤 盤	印累計額	自自	1票計額	自由監察	おおお	章 章	11累計額	申	城 传 加 報減価償却累計額	価額	自然計鑑	価額
設備区		-	減自衛井	出	型 新年稿ま	出	取得	液曲筒光	拉	減価償去	出品	版 新 新 新 新	後間に対け	五 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	が 単 近 本	取得	滅曲領土	(金)	減 信信 五	取得	減無額計	日田本	減価償去	田田田	減価償去	五路	減価償去	出品	減価償去	出品	減価債 #	出品	減価償去	出品	城価債法	出品	平 減価値表	出
		固定資産の項目	空中線設備		通信管理設備					市内線路設備		士 M 30 BX 10 4					单原黎路設會						機械及び装置		車両及び船舶		エ具、器具及び備品		一. 大資産				建設仮勘定		無形固定資産		設備区分毎の固定資産合計	
L		国店	태		海		1	唱末設備	r		鑑品			#748-4-4	÷	1	地東	1	製		横線物		泰城		田田		Щ. Н		Ţ		出		質()		無元		設備	

220336
73446
73746
73766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
737766
73776

40,463

220,336 146 921 7 3 415 6415 3 6 013 9 030 7 630 6 799 6 799 8 31 13 751 13 751 13 751 15 625 254,550 15 4730 9 9 821 11 3 427 14 427 15 427 16 427 17 427 18 427 1



を

指定設備利用部門計

網使用料算定根拠

一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 関門交換機接続ルーティング伝送機能

<西日本>

目 次

I .算定手順	2
Ⅱ.原価の算定及び料金の設定	3
Ⅲ.網改造料に準拠した算定に使用する 繰延資産比率、投資等比率、貯蔵品比率の算定	4
Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
Ⅴ.資本構成比率の算定	6
Ⅵ.他人資本利子率の算定	7
Ⅷ.自己資本利益率の算定	8
Ⅷ.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた設備数及びトラヒック	10
(別紙) 1. NGNの設備別取得固定資産 2. 減価償却費の算定 3. 設備管理運営費比率の算定 4. 試験研究費の算定 5. 中継ルータ及び伝送路の分計に用いたポート容量比 6. SIPサーバの分計に用いた通信回数比 7. 既存ひかり電話網の固定資産 8. 既存ひかり電話網の設備管理運営費 9. 既存ひかり電話網の分計に用いたトラヒック比 10. QoS換算係数の設定 11. 帯域換算係数の算定	
(参考) 1. 設備区分別の費用明細表 2. 設備区分別固定資産明細表	

一般収容局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (収容局接続機能) 一般中継局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (中継局接続機能) 関門交換機接続 ルーティング伝送機能 (IGS接続機能) 3 接続料 [IIO 料金の設定 接続用ポート数 で除して算定 【Xの2】 通信回数・ 通信時間で 除して算定 【Xの3】 収容ルータ 装置数で 除して算定 【Xの1】 ო 一般収容局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (収容局接続機能) 一般中継局ルータ接続 ルーナインが伝送機能 (中継局接続機能) 関門交換機接続 ルーティング伝送機能 (IGS接続機能) その他 (未アンバンドル機能) 機能別原価 [I02] 機能別原価の算定 トラヒック比【別紙9】 ポート容量比 通信回数比 【別紙6】 [別紙5] ď [I 010(1)j] 各機能に直課 設備別原価 網終端装置(VPN) 網終端装置 (ISP) 収容ルータ(SNI) 収容ルータ 中郷ルータ SIPサーバ GW ルータ 伝送路 [101] 網改造料の算定式に準拠して算定 MG ・H21年度1年間の原価を予測し接続料を算定 年経費の算定 (1)NGN (県間及びイーサネット相当を除く) [II Ø1Ø(1) b∼i] 設備別原価の算定 記載の料金に必要設備量を乗じて算定 [I 010(1)a] 平成19年度の既存ひかり電話網の 資産及び費用を基に算定 【Iの1の(2)】 (1)の伝送路の!】 接続約款の料金表第1網使用料 2-5-3 光信号中継伝送機能 <u>.</u> ①中総光ファイバ以外 (2) 既存ひかり電話網 創設費の算定 [I010(網終端装置(VPN) ②中衛光ファイバ 網終端装置(ISP) 収容ルータ(SNI) 収容ルータ 中絲ルータ ジー 作dis GWJLータ 伝送路 S S

算定手』

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定

1. 設備別原価の算定 (1)NGN (単位:百万円)

	区分	収容ルータ	中継ルータ	MG	GWルータ	網終端装置 (ISP)	網終端装置 (VPN)	収容ルータ (SNI)	SIPサーバ	伝送路	合計	備考
a. 1	則設費	9,535	11,125	2,436	131	2,304	1,038	251	5,990	12,740	45,550	需要数やエリア展開に基づな設備量及び取得価額等を基に、H20129申請の接続約 款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して算定した。なお、網終 端装置 (ISP) 及びGWルータの接続に係るインタフェース機能部分は含まない。
Ь. 🖁	殳備管理運営費	3,828	4,601	1,105	32	1,126	490	144	2,222	5,265	18,813	
	減価償却費	2,204	2,516	566	23	541	246	61	1,347	2,953		耐用年数9年、残存価格0の定率法により算定した。
	試験研究費	947	1,295	366	0	421	170	65	450	1,407	5,121	(別紙4)試験研究費の算定のNGNに係る試験研究費を、各設備の当年度取得固定 資産額比により分計
	その他	677	790	173	9	164	74	18	425	905	3,235	(別紙3)設備管理運営費比率(0.071)を用いて算定
с. А	也人資本費用	73	84	19	1	18	8	2	44	98	347	
d. E	自己資本費用	183	209	47	2	45	21	5	111	245	868	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
е. ₹	刊益対応税	126	144	32	1	31	14	3	76	169	596	
f. 製	置計	4,210	5,038	1,203	36	1,220	533	154	2,453	5,777	,	b+c+d+e
g. :	上地·建物等	203	137	73	1	85	25	8	25	110	667	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
h. (OpS等	424	515	228	4	209	53	15	728	582	2 758	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠し
i. 层	間伝送路(ダークファイバ)	-	-	-	-	-	=	-	=	406	406	で、設備管理連宮費、他人資本費用、目ご資本費用及び利益対応税を昇定した。 H20.12.9申請の接続約款の料金表第1網使用料2-5-3 光信号中継伝送機能より算定した。
j. 合	itt	4,837	5,690	1,504	41	1,514	611	177	3,206	6,875		f+g+h+i

	正味固定資産	7,590	8,638	1,949	75	1,866	849	210	4,622	10,174	35,973	
	繰延資産	71	81	18	1	18	8	2	43	96	338	
	投資等	24	27	6	0	6	3	1	14	32	113	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して算定した。
	貯蔵品	66	75	17	1	16	7	2	40	89	313	
	運転資本	186	241	63	1	69	29	10	99	267	965	
レー	ベース	7,937	9,062	2,053	78	1,975	896	225	4,818	10,658	37,702	

(2)既存ひかり電話網

(2)既存ひかり電話網					(単位:百万円)
区分	ルータ 伝送路等	MG	SIPサーバ	合計	備考
a. 設備管理運営費	13,744	1,338	2,029	17,111	(別紙8)より
b. 他人資本費用	232	20	30		
c. 自己資本費用	579	50	76	705	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
d. 利益対応税	399	34	52		
e. 原価 (a+b+c+d)	14,954	1,442	2,187	18,583	
ートベース	25,140	2,167	3,287	30,594	H20.12.9申請の接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して算定した。

2. 機能別原価の算定 A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)

A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝染	四烷化 (机合向按	OCTOR RE/
区分	接続料原価	備考
a. 収容ルータ	4,837	1の(1)の収容ルータのj
b. 中継ルータ	3,169	1の(1)の中継ルータのj×(別紙5)の2のボート容量比の(1)のa
c. 網終端装置(ISP)	1,514	1の(1)の網終端装置(ISP)のj
d. 伝送路(ダークファイバ以外)	3,603	(1の(1)の伝送路のj-1の(1)の伝送路のi)×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のa
e. 伝送路(ダークファイバ)	270	1の(1)の伝送路のi×(別紙5)の2のポート容量比の(2)のa
f. 合計	13,393	a+b+c+d+e

B. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)

B. 一般中継局ルータ接続ルーティング t	区达惯形(中継局接	防性機能
区分	接続料原価	備考
a. 中継ルータ	90	1の(1)の中継ルータのj×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のb
b. GWルータ	41	1の(1)のGWルータのj
c. SIPサーバ	10	1の(1)のSIPサーバのj×(別紙6)の比率のa
d. 伝送路(ダークファイバ以外)	102	(1の(1)の伝送路のj-1の(1)の伝送路のi)×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のb
e. 伝送路(ダークファイバ)	9	1の(1)の伝送路のi×(別紙5)の2のポート容量比の(2)のb
f. 合計	252	a+b+c+d+e

区分	接続料原価	備考
a. 中継ルータ	1,192	1の(1)の中継ルータのj×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のc
b. MG	1,504	1の(1)のMGのj
c. SIPサーバ	3,113	1の(1)のSIPサーバのj×(別紙6)の比率のb
d. 伝送路(ダークファイバ以外)	1,355	(1の(1)の伝送路のj-1の(1)の伝送路のi)×(別紙5)の2のポート容量比の(1)のc
e. 伝送路(ダークファイバ)	31	1の(1)の伝送路のi×(別紙5)の2のボート容量比の(2)のc
f.既存ひかり電話網・MG	1,442	10(2)0MG0e
g.既存ひかり電話網・SIPサーバ	2,176	1の(2)のSIPサーバのe×(別紙9)の(1)のc
h.既存ひかり電話網・その他	14,864	1の(2)のルータ・伝送路等のe×(別紙9)の(2)のc
i. 合計	25,677	a+b+c+d+e+f+g+h

3. 料金の設定

A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)

区分	H21年度	備考
a. 原価 (百万円)	13,393	20A0f
b. 装置数 (装置)	450	区. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1. 収容ルータ装置数
c. 料金 (円/装置・月)	2,480,185	a÷b÷12ヶ月

B. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)

D. MAT WILMOTE / 134007 / 12 / 144	C 100 HE (1 HE MO 154)	DUBATIL)
区分	H21年度	備考
a. 原価 (百万円)	252	20B0f
b. ポート数 (ポート)	4	IX. 料金設定に用いた設備数及びトラビックの2. GWルータ接続用ポート数
c. 料金 (円/ポート・月)	5,250,000	a÷b÷12ケ月

C. 関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)

	区分	H21年度	備考
a. 💷	数比例コスト(百万円)	5,289	
	原価(NGN)	3,113	2のCのc
	原価(既存ひかり電話網)	2,176	2のCのg
b. 時	間比例コスト(MG以外) (百万円)	17,442	
	原価(NGN)	2,578	2のCのa+d+e
	原価(既存ひかり電話網)	14,864	2のCのh
c. 時	間比例コスト(MG) (百万円)	2,946	
	原価(NGN)	1,504	2のСのЬ
	原価(既存ひかり電話網·MG相当)	1,442	20COF
d. 通	信回数(千回)	5,377,768	区、料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3. ひかり電話トラヒックの(1)の⑦
e. 通f	国時間(千時間)	210,268	区、料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3. ひかり電話トラヒックの(2)の⑦
f. 通信	言時間(MG経由)(千時間)	186,876	IX. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3. ひかり電話トラヒックの(2)の®
g. 1[回あたり(円/回)	0.98349	a÷d
h. 1₹	少あたり(円/秒)	0.027421	b÷e+c÷f

Ⅲ.網改造料に準拠した算定に使用する繰延資産比率、投資等比率、貯蔵品比率の算定

(1)指定設備管理部門の電気通信事業固定資産等の実績

(単位:百万円)

	区分	首末平均残高	
指定設備管	理部門の電気通信事業固定資産	2,431,519	(A)
	指定設備管理部門における建設仮勘定※1	22,553	(B)
指定設備管	理部門の投資等(収益の見込まれないもの)※2	7,523	(C)

- ※1 繰延資産は発生していないので無しとする。
- ※2 投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2)電気通信事業固定資産等の実績

(単位:百万円)

	区分	首末平均残高	5
電気通信事業固定資産		2,917,049	(A)
	建設仮勘定	19,639	(B)
貯蔵品※		25,135	(C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(3)繰延資産比率

区分	比率	備考
繰延資産比率	0.0094	$(1)\mathcal{O}(B)/((A)-(B))$

(4)投資等比率

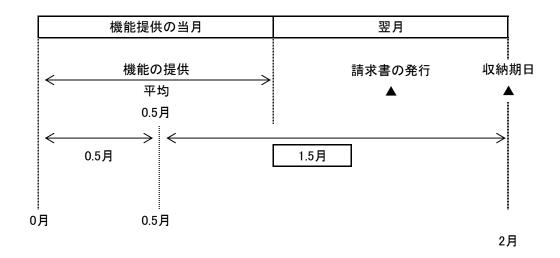
区分	比率	備考
投資等比率	0.0031	$(1)\mathfrak{O}(C)\diagup((A)-(B))$

(5)貯蔵品比率

区分	比率	備考
貯蔵品比率	0.0087	$(2)\mathcal{O}(C)/((A)-(B))$

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程

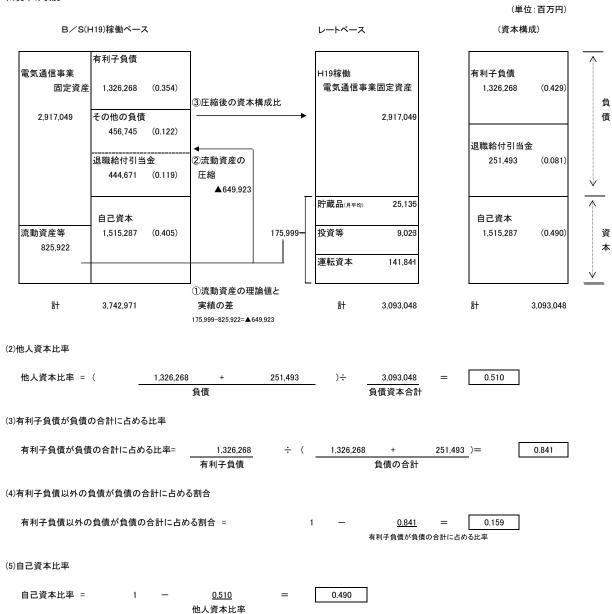


(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

V. 資本構成比率の算定

(1)資本の状況



VI. 他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成19年度実績とした。

有利子負債に対する利子率 = 1.87%

(単位:%)

		(1 =
	年度	19
区分		
他人資本	1.87	

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率 = 1.49%

(単位:%)

年度	15	16	17	18	19	平均
区分						
他人資本利子率	1.11	1.52	1.40	1.79	1.63	1.49

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率 = 1.87% × 0.841 + 1.49% × 0.159 =

1.81%

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅷ. 自己資本利益率の算定

1.CAPM的手法による自己資本利益率

(単位:%)

	年度				平均(注4)
区分		17	18	19	3年平均
①主要企業の自己資本利	益率(注1)	7.08	6.10	7.08	_
β値の適用		0	0	0	_
②リスクフリーレート(注2)		1.40	1.79	1.63	_
1-2		5.68	4.31	5.45	_
選択される自 己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	4.81	4.38	4.90	<u>4.70</u>

- (注1)主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。ただし平成19年度は速報値である。
- (注2)リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であること から国債10年ものの利回りを使用した。
- (注3) β 値については、昨年度と同とした。
- (注4)算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位:%)

年度	15	4.0	17			T-14
区分	15	16	1/	18	19	平均
主要企業の自己資本利益率	4.83	5.39	7.08	6.10	7.08	<u>6.10</u>

(注)「日経経営指標」より。ただし平成19年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1,2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.70%

Ⅷ.利益対応税率の算定

利益対応税としては、	事業税	法人税	道府県民税	市町村民税を見込	ムボ
イ゙リ゙ユルエ゙グルレンイル、こし くしみ・	. Ŧ * 111	ハムノくヤル、	ᇩ까ㅈᇇᇄ		/U/_

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

- 1.税引前利益に対する率の算定
 - ①税引前利益をy、税額をxnとする。
 - ②事業税実効税率 事業税額をxiとする。

 $x_1 = (y-x_1) \times 0.072$

 $x_1 =$ 0.072 × y = 1+0.072

0.0672y

③法人税実効税率 法人税額をx2とする。

x2 = 事業税引後利益 × 0.3

 $=(y-0.0672y) \times 0.3$

0.2798y

④道府県民税実効税率

道府県民税額をx3とする。

x3 =法人税額 × 0.05

 $=0.2798y \times 0.05 =$

0.0140y

⑤市町村民税実効税率

市町村民税額をx4とする。

x4 =法人税額 × 0.123

 $=0.2798y \times 0.123 =$

0.0344y

⑥税引前利益に対する利益対応税率 利益対応税額をxとする。

 $x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4$

0.3954y

2.税引後利益に対する率の算定

税引後利益をz、税引前利益をy、税額をxとする。

利益対応税率 = x = 0.3954v = 0.6540 = 0.6046y

税引前利益 y

利益対応税 x = 0.3954y

税引後利益

z = (1-0.3954)y

区. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック

1. 収容ルータ装置数

(単位:台)

区分	H20年度末	H21年度末	H21年度稼動	備考
収容ルータ装置数	300	600	450	NGNのエリア展開及びユーザ数より算定

2. GWルータ接続用ポート数

(単位:ポート)

区分	H20年度末	H21年度末	H21年度稼動	備考
接続用ポート数	4	4	4	東西間のNGN接続用ポート数 (利用部門の使用分を含む)

3. ひかり電話トラヒック

(1)通信回数

(単位:千回)

通信先	H19年度 (実績)	H20年度	H21年度	備考
①ひかり電話(西日本エリア内)	109,646	265,444	482,612	
②(再)既存ひかり電話網内	109,646	261,047		
③ひかり電話(東西間)	14,941	35,823	65,295	平成19年度のひかり電話のトラヒック実績を基 に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施
④(再)既存ひかり電話発着	14,941	35,525	61,556	設数の変動等を加味して算定
⑤その他(固定電話・移動体等)	2,661,246	3,880,229	4,887,291	
⑥合計	2,785,833	4,181,496	5,435,198	
⑦IGS接続機能(②+④+⑤)	2,785,833	4,176,801	5,377,768	

(2)通信時間

(単位:千時間)

通信先	H19年度 (実績)	H20年度	H21年度	備考
①ひかり電話(西日本エリア内)	5,171	12,230	21,722	
②(再)既存ひかり電話網内	5,171	12,027	19,306	
③ひかり電話(東西間)	1,039	2,434	4,334	平成19年度のひかり電話のトラヒック実績を基 に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施
④(再)既存ひかり電話発着	1,039	2,414	4,086	設数の変動等を加味して算定
⑤その他(固定電話・移動体等)	107,665	152,630	186,876	
⑥合計	113,875	167,294	212,932	
⑦IGS接続機能(②+④+⑤)	113,875	167,071	210,268	
⑧(再)MG経由(⑤)	107,665	152,630	186,876	

(参考)フレッツ光及びひかり電話の施設数

区分	H20年度末	H21年度末	備考
フレッツ光(千契約)	5,015	6,215	
フレッツ 光ネクスト	70	560	
ひかり電話(千ch)	3,921	5,169	

(別紙1) NGNの設備別取得固定資産

(単位:百万円)

区分	H20年度末	H21年度末
収容ルータ	6,655	12,416
中継ルータ	7,185	15,064
MG	1,324	3,548
GWルータ	130	132
網終端装置(ISP)	1,023	3,586
網終端装置(VPN)	520	1,555
収容ルータ(SNI)	54	448
SIPサーバ	4,621	7,359
伝送路(ダークファイバ以外)	8,460	17,020
OpS等	2,317	3,791
合計	32,289	64,917

(別紙2) 減価償却費の算定

(1) (2)以外

- ・耐用年数9年、残存価額0の定率償却で算定
- ・取得年度と減価償却費の関係(期首に取得の場合)

	H19年度	H20年度	H21年度
H19年度取得	25.11%	19.44%	15.04%
H20年度取得	_	25.11%	19.44%
H21年度取得	_	_	25.11%

(2) OpS等の開発費

- ・耐用年数5年、残存価額0の定額償却で算定
- ・取得年度と減価償却費の関係(期首に取得の場合)

	H19年度	H20年度	H21年度
H19年度取得	20%	20%	20%
H20年度取得		20%	20%
H21年度取得			20%

(別紙3) 設備管理運営費比率の算定

端末系交換設備(データ)+端末系交換設備~中継系交換設備伝送路(データ)+中継系交換設備(データ)

(単位:百万円)

区分	金額等	備考	
①取得固定資産	484,898	(参考2)設備区分別固定資産明細表より(建物・構築物・土地・建設仮勘定除く)	
②指定設備管理運営費(試験研究費・減価償却費除く)	34,537	(参考1)設備区分別の費用明細表より	
③設備管理運営費比率(試験研究費・減価償却費除く)	0.071	② /①	

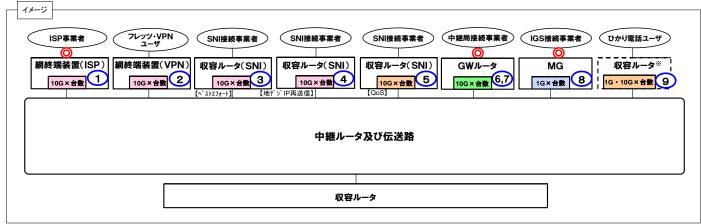
(別紙4) 試験研究費の算定

NGNの試験研究費

(単位:百万円)

区分		H21年度		備考
		全社	(再掲)NGN)
試験研究費		47,787	5,121	
	ノードシステム	9,761	2,317	全社のノードシステムに係る試験研究費を基に、当年度取得固定資産額 比によりNGN分を算定
	その他	38,026	2,804	平成19年度のルーティング伝送機能(地域IP網)のノードシステムに係る 試験研究費とその他(オペレーションシステム、試験研究共通、共通事務 等)に係る試験研究費を基に算定

(別紙5) 中継ルータ及び伝送路の分計に用いたポート容量比



※当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの

1. 算定方法

エッジ設備ごとに以下の計算式により換算後ポート容量を算定。

(算定式)【中継光ルータ及び伝送路(ダークファイバ以外)】ポート容量 × QoS換算係数 × 帯域換算係数 × 稼働ポート数 = 換算後ポート容量 【伝送路(ダークファイバ)】 ポート容量 × QoS換算係数 × 稼働ポート数 = 換算後ポート容量

(1)ポート容量

区分	ポート容量(Gbps)	対応するエッジ設備
10Gのもの	10	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)、④収容ルータ(SNI・地デジP再送信)、⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)、⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)、⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
1Gのもの	1	®MG

(2)QoS換算係数

区分	換算係数※	対応するエッジ設備
QoS・最優先クラス	1.20	⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)、®MG
QoS・高優先クラス	1.16	⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)、⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)
ベストエフォート	1.00	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)、④収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)

※QoSにかかる網内管理値をもとに算定(別紙10)

(3)帯域換算係数 エッジ設備毎に、(1)に(2)を乗じて算定したポート毎の帯域に対し、以下の換算係数を乗じる

エフノ政哺母に、(1/15(2/2	THE CHACOLON	1 19-03 10-001-010(10	X10X7/MX2X00
区分	ポート帯域 (1)×(2)	帯域換算後 ポート容量	対応するエッジ設備
10Gポート・ QoS最優先クラス	12.00	2.94	⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
10Gポート・ QoS高優先クラス	11.60	2.90	⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)、⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)
10Gポート・ ベストエフォート	10.00	2.72	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)、④収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)
1Gポート・ QoS最優先クラス	1.20	1.08	®MG

※市販ルータの帯域とポートあたり価格の関係から設定(別紙11)

2. 算定結果

上記のポート容量を機能ごとに集計し、ポート容量比を算定

機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(IIの1の(1) 中継ルータのj、伝送路のjーi、伝送路の i)にポート容量比を乗じて算定

1成形別接続作所画は、別心するINGINの設備別	永価(10)10)(1) 中	極ルータの人は区路の	1 1、因应的01	バンボード谷里比を:	未じて井足
	ポート	容量比	接続料原価(単位:百万円)	
区分	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) 伝送路 (ダークファイバ)	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) 伝送路 (ダークファイバ)	対応するエッジ設備
a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)	55.69%	66.39%	6,772	270	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③収容ルータ(SNI・ベストエフォート)
b.一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	1.58%	2.10%	192	9	⑥GWルータ(ひかり電話以外のQoS通信)、⑦GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
c関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	20.95%	7.55%	2,547	31	®MG
d.その他 (未アンバンドル機能)	21.78%	23.96%	2,648	97	④収容ルータ(SNI・地デジIP再送信)、⑤収容ルータ(SNI・QoS通信)及び⑨収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの)(※)
e.合計	100.00%	100.00%	12,159	406	

※③収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの)は、MG及びGWルータ経由呼と当社のひかり電話ユーザ間の通信とのトラヒック比を基に算定

(別紙6) SIPサーバの分計に用いた通信回数比

通信回数は、平成19年度の既存ひかり電話の通信実績を基に、NGNユーザの施設数及び通信先の施設数の変動等を勘案して算定機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(\mathbb{I} の1の(1) SIPサーバのj)に通信回数比を乗じて算定

区分	通信回数		接続料原価	対応する通信
运 力	(単位:千回)	比率	(単位:百万円)	対心 り 心地信
a. 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	4,677	0.30%	10	GWルータ経由のひかり電話以外のQoS通信、GWルータ経由のひかり電話(標準音質及び高音質等)
b. 関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	1,513,602	97.09%	3,113	IGS経由のひかり電話(標準音質)
c. その他 (未アンバンドル機能)	40,689	2.61%	84	収容ルータ(SNI)経由のQoS通信、ひかり電話(標準音質及び高音質等)のNGN網内折返し通信 (当社の既存ひかり電話網との発着信を含む)
d. 合計	1,558,968	100.00%	3,206	

(別紙7) 既存ひかり電話網の固定資産

						(単位:百万円)
			H19年度 実績	H20年度	H21年度	第定方法
機械設備ルータ	ダール	取得固定資産	30,362	34,300	35,779	前年度値に既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮し算定
		正味固定資産	15,713	14,034	10,906	前年度値+当年度取得固定資産ー減価償却費(当年度取得分は半稼働)(※1)ー除却損
	その他	取得固定資産	9,311	10,551	11,027	前年度値×ルータの取得固定資産伸び率
		正味固定資産	1,610	1,830	1,916	前年度値×ルータの取得固定資産伸び率
線路設備	ルビーヤ	取得固定資産	4,548	4,603	4,620	前年度値に展開ビル数の伸び率を考慮し算定
		正味固定資産	540	492	452	前年度値+当年度取得固定資産ー減価償却費(当年度取得分は半稼働)(※2)ー除却損
	その他	取得固定資産	78	79	80	前年度値×ケーブルの取得固定資産伸び率
		正味固定資産	22	22	22	前年度値×ケーブルの取得固定資産伸び率
土木設備		取得固定資産	6,707	6,788	6,814	前年度値×線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	1,466	1,483	1,489	前年度値×線路設備の取得固定資産伸び率
建物		取得固定資産	12,369	14,052	14,709	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	4,186	4,755	4,977	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	70,523	81,396	86,052	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	7,766	8,917	9,403	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	133,897	151,769	159,080	
		正味固定資産	31,303	31,533	29,163	

(※1)平成19年度以前取得分は耐用年数6年、平成20年度以降取得分は耐用年数9年として算定

(※2)平成19年度は耐用年数10年、平成20年度以降は耐用年数21年として算定

(別紙8) 既存ひかり電話網の設備管理運営費

単位:百万円)

373|前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味 ルータ及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率 ルータ及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率 ルータ及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率 6,853|前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味 I,322|前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味 算定方法 108|前年度値×取得固定資産伸び率 前年度値×正味固定資産伸び率 H19年度と同 7,893 0.1 162 401 101 17,111 H21年度 6,708 1,296 685 435 18,366 0.1 103 8,983 98 157 H20年度 18,945 6,042 9,172 138 0.1 1,170 1,900 90 434 85 H19年度 実績 (再)除却損 通信設備使用料 固定資産除却費 共通費·管理費 施設保全費 試験研究費 減価償却費 租税公課 宮業費 和

(別紙9) 既存ひかり電話網の分計に用いたトラヒック比

平成19年度の既存ひかり電話網の通信実績を基に、既存ひかり電話及び通信先の施設数の変動等を勘案して算定

(1) SIPサーバコスト (単位: 千回)

(1) 511 3 1 1 1 1 1 1		(74:14)
区分	H21年度	備考
a. 既存ひかり電話網トラヒック	5,123,948	
b. 既存ひかり電話網トラヒックのうち、IGS接続機能相当	5,097,894	既存ひかり電話網と当社NGNひかり電話ユーザ間の通信を除く通信
c. 既存ひかり電話網コストにおけるIGS接続機能相当比率	99.5%	b÷a

(2) その他コスト (単位: 千時間)

区分	H21年度	備考
a. 既存ひかり電話網トラヒック	200,738	
b. 既存ひかり電話網トラヒックのうち、IGS接続機能相当	199,565	既存ひかり電話網と当社NGNひかり電話ユーザ間の通信を除く通信
c. 既存ひかり電話網コストにおけるIGS接続機能相当率	99.4%	b÷a

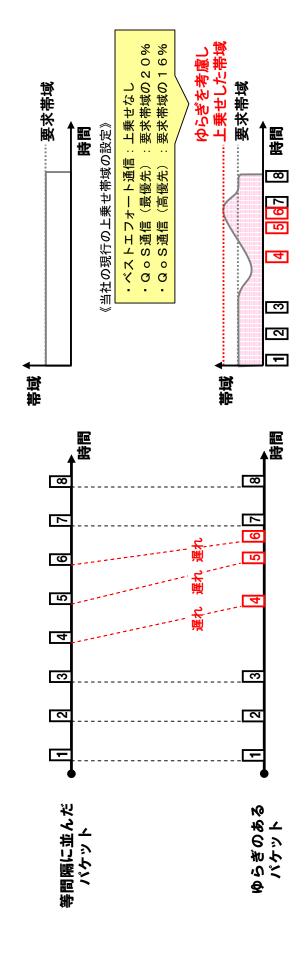
(別紙10) QoS換算係数の設定

通信要求時の帯域に対して帯域を上乗せして管理していることに QoSの有無・程度に応じたコスト差を設定。 QoS通信では「ゆらぎ」を吸収するために、 ز 粣

通信品質に関する法令や国際標準に定められている、遅延等の品質を確保するため、以下のような 比率で上乗せ帯域を設定しています。 具体的には、

1.00 1. 16 1. 20 .. II :ベストエフォート通信 (高優先) :QoS通信 (最優先) QoS通信

■「ゆらぎ」があると、パケットの間隔が詰まっているところでより大きい帯域を使うことになります。 ■こうした「ゆらぎ」を吸収するために、NGNでは、網管理上、通信要求時の要求帯域に対して上乗せした帯域で管理しており、品質が高いほど 上乗せする率を高くしています。 1つの装置で複数通信のパケットを束ねて転送する際に間隔がずれることを「ゆらぎ」といいます | 等間隔に並んで送信されたパケットが、



(別紙11) 帯域換算係数の算定

■市販ルータのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定し、各ポートのポート容量を換算した比率を算定

〇モデル機種

・シスコシステムズ社のルータ装置「Cisco 7604」(2005年発売開始)

〇選定理由

・冗長化構成とすることができ、かつ10Gbpsのポートを搭載可能で、通信事業者や一般企業向けに広く使われている実績のある 機種であるため

 $_{
m y}=$ 83,426 $_{
m X}^{0.43}$ (帯域10倍ごとにコスト約2.7倍の関係) 帯域とコストの関係 术 5,000,000 1,000,000 6,000,000 関係式 を推定 販売価格は、2008.7月時点) 7.4 - 円 | ა. 1 4,365,000円 1,809,313円 591,646円 ポート単価 比聯 9 100 1,000 Mbps (1 Gbps) 10,000 Mbps (10 Gbps) 100 Mbps ポート帯域

※販売価格はシスコシステムズ製品の国内の大手販売代理店が公開している価格表に基づく。

ポート帯域 (Mbps)

8,000

6,000

4,000

2,000

帯域とポートあたり価格の関係(※)

設 備 区 分 別 の 費 用 明 細 (平成19年度接続会計をもとに算定)

表

		10	0		_	_	0	10		~		0.1		
車車	用線ノード装置と用線ソード装置伝送路		0	0	129	20	20	25	6	37	184	32	11	456
甲	用線ノード装置~「互接続点伝送路	0	0	0	1,077	179	171	225	73	267	992	147	61	3,131
車車	用加入者線装置モジュール~ 用線ノード装置伝送路	0	0	0	2,987	352	456	374	290	1,572	4,551	999	199	11,248
H	年線ノード雑 調	0	0	0	2,135	231	263	230	96	188	1,686	158	97	4,986
Hel	用加入者線装置モジュール	1,786	0	0	11,500	1,629	1,421	1,944	372	1,074	20,454	1,110	768	41,290
-	インタフェース加入者モジュール折返し機能	0	0	0	787	82	93	06	47	101	738	174	71	2,116
84	合ディジタル網加入者モジュール	0	0	0	1,376	156	107	40	18	74	631	1,480	704	3,944
н	動交換設備	0	0	84	26	-	9	3	7	1	6	7	3	143
眸	中學的發揮	0	0	7,374	952	52	277	107	452	40	420	247	102	9,922
Ħ	号楽内データベース	0	0	28	480	4	36	2	442	9	104	4	3	1,136
ŵ	中心微彩症	0	0	0	164	17	19	22	602	25	198	16	8	1,170
0	継系交換設備(データ)	0	0	0	8,384	607	582	1,573	153	499	10,655	245	195	22,697
8	継系文換記備(音声)	0	0	0	1,659	142	207	242	142	81	919	142	46	3,533
日郡	来系文換設備~継系文換設備伝送路(データ)	0	0	0	2,983	335	407	359	148	979	7,130	308	116	12,650
	未系文換設備~繼系文換設備伝送路(音声)	-	0	0	9,390	1,121	1,200	1,262	433	1,673	5,954	1,649	507	22,684
詍	タンデム交換設備	0	0	0	82	5	8	2	-	2	26	ļ.	1	128
***	末系交換記備間伝送路	0	0	0	397	46	20	51	19	77	252	83	24	975
器	末系交換設備(データ)	0	0	0	15,189	1,143	1,058	3,344	199	927	20,988	392	304	43,239
Ī	在 語以 卒	5	0	0	89,517	10,255	11,394	11,644	5,641	9,354	60,406	6,708	2,692	204,925
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TOM)	0	0	0	86	17	15	23	5	12	09	9	2	224
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSMII)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4
***	·····································	5	0	0	89,605	10,272	11,409	11,667	5,646	9,367	60,469	6,714	2,694	205,153
۱۲	イジタル公衆電話設備	0	0	0	2,586	19	39	21	0	51	699	210	101	3,596
*	教體點設備	0	0	0	4,514	34	69	4	0	88	434	311	152	5,453
#	配線盤(光信号の伝送に係るもの)	0	0	0	626	199	101	221	1	157	2,431	29	17	3,764
		3	0	0	18,788	1,818	2,829	3,988	3	12,462	72,961	3,810	1,455	116,663
響	末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				-						1-	.,		-
150	在部以外表表を伝送に係るもの)	8	0	0	216,688	9,832	17,823	3,615	84	30,184	189'28	14,171	3,997	381,986
***			0	0		760 9,832	1,400 17,823	0 3,615	0 84		581	171	700 3,997	31,502 381,986
	林跨过来	8	0 0	0	216,688			3,61		30,1	89,581	14,171	4,067	413,489 31,502 381,986
***	回線管理運動	485 19,477 8	一种	0	,634 4,945 216,688	160	1,400	5 0 3,61	0	112 30,1	4,708 89,581	14,171	70	31,502 381,986
	回線管理運動	*	0 0	0	費 221,634 4,945 216,688	10,592 760	19,223	费 3,615 0 3,61	0 48 禁 田	30,296 1112 30,7	費 94,289 4,708 89,581	劫 費 14,270 99 14,171	損 4,067 70	413,489 31,502 381,986





थ कं⊏		436,064	1,950	18,448	483,447	69,511	96,620	50,788	703,801	70,318	418,624	43,478	19,367	2,391,100
指定設備利用部門計		414,778	1,946	10,932	82,813	40,166	54,254	20,538	694,367	9,913	109,230	11,040	7,543	1,448,032
端末設備および付加機能使用料、雑収入控除項目(関連するサービス活動を含む)		138,299	275	207	65,403	13,150	15,141	4,135	146	5,604	41,453	4,410	2,360	287,949
ナー ピス 活動		257,638	1,671	10,725	0	24,484	34,792	10,562	693,371	1,541	9,189	1,133	627	1,043,434
サービス(ユニバ質担金)		0	0	0	0	0	381	0	0	0	0	0	0	381
回線御頭側割		18,841	0	0	0	573	1,282	0	0	72	802	20	29	21,619
44記 34		-	0	0	17,291	1,931	2,633	5,811	838	2,663	57,070	5,438	4,521	93,676
スプリッタ (ロSL)		0	0	0	119	28	24	30	12	33	716	10	9	972
類蚆鉛種		-	0	0	17,410	1,960	2,657	5,841	850	2,696	57,786	5,447	4,527	94,649
指定設備管理部門計		21,286	4	7,517	400,634	29,345	42,366	30,250	9,434	60,405	309,394	32,437	11,823	943,068
ユニバ負担金(管理)		0	0	0	0	0	1,980	0	0	0	0	0	0	1,980
貧倒損失(管理)		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
東西交付金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羅		-	0	0	2,886	270	318	816	15	357	2,193	201	93	7,057
D. エの 楽楽 探細		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呼緊連データベース		0	0	0	299	16	16	23	10	7	29	32	23	462
雅		-	0	0	3,185	286	334	839	26	364	2,252	233	116	7,519
· 學 (公)		黄	損失	費	全 費	費	費	究費	用料	齽	却費	却 費	换	†ª
響。		₩	(E)	H	保全	通	頑	研究	備使	⋪	價 刦	産除	抑	
	費用の項目	- est	(単)	щ	設	A.	144.	験布	信設	税	自	記簿	湖(量)	
	Apr.	(M)		鲗	摇	#	#jun	塩	捯	畢	挻	田	1	4 □

設 備 区 分 別 固 定 資 産 明 細 表 (平成19年度接続会計をもとに算定)

信号解設備 番号薬内テータベース 事号実内で 総合ティジタル網加入者モジュール よりカフェース加入者モジュール 専用加入者解禁置モジュール 専用強力・計算監察 専用加入者解禁医・ジュール 専用機プード禁電 専用機プード禁電				17 986 1	6,837 13,536	4,450 0	0 20	0 0	2 0 0 0			0 0		0 0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0		"			303 379				0 0		62 24	
番号案内テータベース番号案内テータベース手動交換設備総合ディジタル網加入者モジュール行道し機能専用加入者線装置モジュール計算用機が一片装置専用組入者線装置モジュールク				703 8141 17986 1	6,837 13,536 1	4,450 0	0 20		0 0					0	0	0 0	0	0	0 0	0	45620	41750	3871	4361	303	4213	3416	797	0 0	0	62	÷
番号案内データベース事号案内派の設備・事場交換設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			0 0	703 8 141 17 986	6,837 13,536	4,450	0	0 0		0	0	0										- 1			1		ıΙ		- 1			54
番号案内データベース事号案の設備・事句実践設備・実力投設機能をディジタル網加入者モジュールーインタフェース加入者モジュール折返し機能	c	0 0	0 0	703 8 141 17	6,837		0	0 (0 8				0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	89 111	82 881	6 230	0 0	5 0	9 881	8005	1876	0 0	, 0	18	16
番号案内テータベース番号案内設備	c			703 8 14		1,305	_	-1	15	5 056	284	0	0 0	2 719	2 583	136	0	0	3,549	242	293 611	246 621	46 990	0 0	5 C	48 154	39 040	9 114	0 0	, 0	196	171
番号案内データベース番号案の実内設備				38 703	10		0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	9 872	9 261	119	1 037	986	2 033	1 645	388	0 0	0	14	12
番号案内テータベース		0	5 0		36,745	1,958	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	444	415	29	0 0	0 0	4 036	3 261	775	0 0	, 0	15	13
毎中茶のアータイース				0	0	0	88	73	15	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	41	38	2 0	7 0	7 0	21	17	4	26	3 6	0	0
	-	0	0 0	0	0	0	2,358	1 953	405	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	2 371	2 2 3 8	135	//	72 4	871	705	166	1 957	231	6	6
卓小蒸 粉雜		0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	5 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	361	340	21	9 0	n C	115	93	22	237	220	0	0
	c	0 0	0 0	0	0	0	1,887	1 704	183	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	2 576	2 263	313	0	0 0	658	531	126	0 0	0	8	2
中継系交換設備(データ)	c	0 0	0 0		9	-	0	0 0	o c	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	74 020	50 439	23 580	0 0	5 0	12 948	10 530	2 4 18	0 0	0	104	91
中継系交換設備(音声)	c	0	0 0	2	-	0	53,582	50595	2987	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	592	553	38	0 0	5 0	3366	2725	641	0 0	0	23	20
端末系交換設備~ 中継系交換設備伝送路(データ)	c	0 0	0 0	0 00	8	0	0	0 0	o c	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	45 055	31 263	13 791	3 122	2 824	4 046	3282	764	0 0	0	48	42
端末系交換設備~ 中継系交換設備伝送路(音声)	c	0 0	0 0	10	6	-	0	0 0	0 0	0	0	0 (0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	170 376	160 894	9 481	16.263	14 95 /	15 472	12 546	2 926	0 0	0	146	128
群々ンテム交換設備	c	0 0	0 0	-	1	0	2,262	2 182	90	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	25	24	2 0	0	5 0	165	133	32	0 0	0	6	7
端末系交換設備間伝送路	c	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	6 415	6 054	361	939	18/	909	492	115	0 0	0	9	D.
端末系交換設備(データ)	c	0 0	0 0	096	734	227	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	126 808	80 0 79	46 728	0 0	5 0	18 395	14 933	3 461	0 0	0	91	79
化配 过水	c	0 0	0 0	1 405 868	1,304,262	101,607	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0			33 723	212.82	1 942	252 289	204 341	47 948	0 0	0	1 575	1,374
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TOM)	c	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	3 367	3 2 2 8	139	0	5 0	277	225	52	0 0	0	2	2
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(OSMI-)	c	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	36	32	4 (0 0	5 0	9 6	2	-	0 0	0	0	0
端末系交換設備(音声)	c	0	0 0	1 405 869	1,304,262	101,607	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	538307	504440	33866	28212	1942	252 569	204 568	48 001	0 0	0	1578	1,376
ティジタル公衆電話設備	17071	15560	2417	Ľ	Ė	4	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	5 6	0	0	0	0 0	0	0	0
公衆電話設備	21 000	31 988	29 230	74	99	9	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	5 0	, 0	0	0	0 0	0	0	0
王配線盤(光信号の伝送に係るもの)	c	0 0	0 0	19 661	13,825	5,836	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	5 0	163	132	31	0 0	0	2	-
曠末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	c	0 0	0 0	80	74	7	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	5 0	457	371	98	0 0	0	62	54
化記 立 女	c	0 0	0 0	120 492	104,160	16,332	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	14 004	12 359	1 645	4 434	3 856	13 149	10 643	2 506	0 0	0	640	559
回蹤御開開刻	c	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	o c	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	5 0	0	0	0	0 0	0	0	0
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	c	0 0	0 0	120 492	104,160	16,332	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	14 004	12 359	1 645	4 434	3 856	13 149	10 643	2 506	0 0	0	640	529
	/ W	出土部	開発	田田	题		田 二 銀	おおり	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			4	la		累計額	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	累計額	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1 日本部 2 日本部 1 日本 1 日本	田 紹	田額	累計額	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	#	ta	1 16	被	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	面 額	題	累計器
	1 借	1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世	成正成子	取得	減価償却	世!	長 第 4	滅曲(河) 計	日 条	減価償却	正味(長 神 神	減自気却: 正 味 4	取得(減価償却	田 報	減価償却	田田田	以 体 減減	正味(取得(減価値担:	中 茶 1	L L M M M M M M M M M M M M M M M M M M	我们现在30%	作	価償却	田田田	長	正味(取得	減価値担
		公参唱託標補設備			市内電話機械設備				т					Г												-		-				
	回線管理運動 在記号外 を発電監督機 は余電器 は余電器 は余電器 は余電器 は水電子 は水面子 は水面子 は水面子 はないまする はないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	請来系伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 回線管理運営 回線管理運営 開発を行送路(光信号の伝送に係るもの) 編末系伝送路(光信号の伝送に係るもの) 編末系文教設備(音声) 「人力の以)) 「人力の対数機接続用伝送接置利用機能 編末系文教設備(データ) 「工力を入金数機構整計に送送整置利用機能 編末系文教設備(データ)	議業(株氏 経 総 報 報 要 で で で で で で で で で で で で で で で で で	議業株氏接続機(金属 (金属 できょう (金属 を登り) (金属 を登り) (金属 を登り) (金属 を受ける) (金属 を使ける) (金属 を使け	 () () () () () () () () () ()	(議業様氏知線の(職務であるのでは近し速を与り) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	議業株成協議 (議議院 (() 1464 89			(() 日本 () 日	編集 株 氏 祖 孫 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳		議株権政治監 (無株権 (選集権(政権)機 (総裁権のの担抗に済みやのの)	議状核性指揮(絶数御命の母型に強ややの)		選供権限組織 (総数額Φの阻視に確心中の)	選供権性協議 (機械資金の保護に関係 できない) 1888 (議権権 が 機 に				第2 年		(

40 表	40065	0 44796	0 5,169		1		707 63,131		869 6209					2	0 2583	0 13	0 0	0	0 3,549	0 3,306		302 304 1 756 22						55 083 345 347		2006	2082
指定設備利用部門計		0	0				0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	302	12	0	0	0	0	0 0	0		0
端末設備および付加機能使用料、雑収入控隊項目(関連するサービス活動を含む)				1,951		166																									
サー ゴス 汚髪		0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0		0	0	0	0	0 0	0	0	1
- ブス(ユニベ疫担金)	c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	c	•
回築鄉開機和	C	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	
化記 立た	c	0	0	32,040	19,325	12,715	368	6 8	869	823	46	2 2 9 3	489	0	0	0	0 0	0	0	0	0	295 136	121 674	5381	4 4 30	951	29 603	5 5 9 9	0	0	
スプラッタ (ロのコ)	C	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	7 168	1,666	0	0	0	1 320	1 069	0	0	
傾他設維	c	0	0	32,040	19,326	12,715	202	8	869	823	46	2 2 9 3	489	0	0	0	0 0	0	0	0	0	302 304	123.340	5 381	4 430	951	30 923	25 083	0	0	
指定設備管理部門計	40 065	44 796	5,169	1,614,682	1,482,593	132,089	62,264	3 807	5 340	5 0 5 6	284	0	0 0	2719	2 583	136	0 0	0	3,549	3,308	242	1 264 202	189 533	62 283	57221	5063	395257	320264	2 539	2 085	
コベ気担金(智理)	c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	
西嶺失 (管理)	C	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	
型 校 左 俳	C	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	
聚名炯茲	c	0	0	2,641	2 286	355	0 0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	1 99 /	125	202	188	14	553	105	0	0	
C. I の楽紫辮鮰	c	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0	0 0	0	0	
	c	0	0	0	0	0	2,066	135	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	90	P u	0	0	0	403	326	0	0	
羅	c	0	0	2,641	2,286	355	1 021	135	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	1 010	120	202	188	14	922	174	0	0	
	華	価償却累計額	味価額	4 価額	価償却累計額	本 由 節	年 首 銀毛術士医計館	本 由 鑑	得 価 額	価償却累計額	本 毎 額	4 年 知		得価額	価償却累計額	年 毎 節	4 首 数值标时时间	本 年 盤	4 価額	価償却累計額	本 申 章	1 世 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	工 电 数	4 电 電	価償却累計額	味価額	4 年 年 2	自復 が然 計 盤 乗 毎 毎	4 年 額	価償却累計額	
						H					범					H					변			日		田					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(東)	を 中間 (在 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	英克雷斯 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	高	表	表	表	表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	表	表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	表	高	本	表	高	表 表 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養	表 表 表 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全	高	表	英 英 英 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董 董	表	表	英 英 英 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華	本	本	高	森 森 森 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華 華	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

設 備 区 分 別 固 定 資 産 明 細 表 (平成19年度接続会計をもとに算定)

E. E.S. 17	等用線/-ド装置与 専用線/-ド装置伝送路		315	92	0 0	0	0	0 0	1 365	1 232	133	121	17	1 682	368	92	98 02	965	329	84	91	10	4 -	-	- 0	39	27	. 8	2	108	0 801	14	0 ;	187	145	9 043	7.499
+	専用線ノード装置~相互接続点伝送路		1850		0	0	0	0	5 804	5 100	705	1 204	111	10 6 10	2 3 1 9	513	44/	8,347	2 842	730	135	37	31	7	9 -	304	216	29	14	932	0 0	97	0 5	1 405	1 099	99	
	専用加入者線装置モジュール~専用線/-ド装置伝送路		2905	697	0	0	0	0	60 939	53 398	7542	11 706	1203	113276	24767	5 588	719	14,999	5119	1312	1069	125	104	16	13					-	1 704	494	0	6749	5062	1687	226606
	専用線ノール 禁錮		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	10,158	3 469	904	167	9	50	3	e -	397	292	103	24	1,170	0 1170	101				114 535	
	専用加入者線線置モジュール		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0 0	72,433	24 712	6 394	5212	283	241	33	28	2 422	1 759	338	162	176	0 957	485	0	10 856	8 921	1 936	374 357
	Iインタフェース加入者モジュール 折返し機能		682	160	0 0	0	0	0 0	2 994	2 676	318	906	44	4 673	1 028	177	23	4,533	1 553	396	323	22	9 3	4	4 -	173	128	17	80	512	613	46	0 ;	1 179	985	37 013	30 625
	総合ディジタル網加入者モジュー ル		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 0	9,048	3 098	792	147	30	26	4	e -	183	144	28	13	1,010	1010	31	0 3	1 426	1215	211	48 430
	手助交換設備			0	0 0	0	0	0 0	9	c)	-	-	0	6 1	2	0	0 0	64	23	ı,	4 -	0	0 0	0	0 0	, r	9 0	3 8	1	10	0	0	0	28	21	311	241
	靠 中 來 C 設 確		40 52	12	0 0	0	0	0 0	218	195	23	34 3/	3	340	74	12	2	2,761	979	211	33	18	3 2	8	2 0	302	234	149	11	466	0	13	0 9	1 395	1081	314	3,018
	権 早 案 日 素 日 素 日 素 日 本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		2 0	0	0 0	0	0	0 0	0 00	7	-	-	0	12	2 8	0	0 0	270	94	22	8 4	-	- 0	-	- 0	21	17	0	2	υ Q	0	9 00	0 0	E 4/	54	1 503	1 064
:	疤 心蒸 贸 崔		0 0	0	0 0	0	0	0 0	629	550	8	125	13	1 201	263	19	¥ 8	954	328	8 8	16	4	4 -	-	0 0	33	24	p 4	2	109	0	10	0 9	313	264	8 665	7 156
	中継系交換設備(データ)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0	0	15,844	5 391	1395	1139	117	98	51	14	1 735	1171	204	86	1,903	1 903	310	0	310	25 293	3 323	99 359
	中継系交換設備(音声)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	5,731	1959	502	93	36	31	4	es =	251	186	39	19	20	0 840	42	0 9	2351	2041	310	60355
青管理部門	端末系交換設備~ 中継系交換設備伝送路(データ)		1 976	509	0 0	0	0	0 0	33452	29214	4237	6.617	685	63 758	13 931	3 233	418	13,634	4 647	1 191	220	96	15	20	17	809	453	73	36	1.549	1 540	313	0	4 403	3 333	1071	141 230
指定設備	端末系交換設備~中継系交換設備伝送路(音声)		8 080	2 537	0 0	0	0	0 0	47 161	42 153	5 009	7 386	702	74 467		2 823	362	50,001	17 053	4 361	3 222	262	222	72	13	2 075	1 537	228	111	5.634	0 6834	909	0	9 034	7 013	2 02 1	352 203
	群タンテム交換設備		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	198	130	11	4 8	2	- 0	0	0 0	0 00	7	7 7	-	23	0	-	0 ,	213	190	22	2 691
	端末系交換設備間伝送路		563	132	0 0	0	0	0 0	2 351	2 105	246	361	34	3 656	801	0 0	0 0	1,982	676	173	32	11	6 2	е	2 0	82	61	10	2	223	0	27	0 5	391	302	17 732	14 911
	端末系交換設備(データ)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 (0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	34,171	11 660	2 980	549	222	37	96	82 2	3 509	2 339	381	183	198	0 4 0 3 3	578	0	49 440	43 667	5 773	167 219
	在跨过水		18 851	4 425	0 0	0	0	0 0	141 743	125 510	16 233	27 011	2 438	100 200	00	10 718	1,376		155 866	40 222	7 439	1 943	1 651	296	246	16 450	11 956	2 1 14	1,020	1,094	61 830	3874	0	38/4	127 227	19 463	2 876 344 507,388
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TOM)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	833	284	23	13	8	0 2	1	- 0	28	02 °	2 0	-	- 88	0 0	9	0	9 06	72	4774	4 160
	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(OSMII)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	6	3 0	-	- 0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	0	0 -	0 -	0	0	0 -	- 0	0	10
	端末系交換設備(音声)		18 851	4 425	0 0	0	0	0 0	141 743		16 233	24 573	2 438	242 492	53 093	10 718	9.342	457,492	156 152	40 296	7 452	1 946	1 653	296	246	16479	11 977	2 117	1,021	1,096	61 024	3879	0 0	3879	127 300	19 481	2 880 546 508,012
	ディジタル公衆電話設備		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	214	140	20	9 4	11	6 2	11	0 0	105	84	1	-	1 25	0 26	22	0 8	467	343	18894	16200
	公衆電話設備		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0 0	382	132	35	82 9	19	3 16	19	16	187	150	9 0	2	- 44	0	39	0 8	39	611	33 622	30.377
:	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	9,825	3 344	898	166	17	4 8	-	0 0	288	177	20	10	1,120	1 120	72	0 9	320	239	32.386	21 611
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		0 0	0	0 0	0	0	0 0	756 416	415 849	340 567	0 0	0	602 973		1576	463	24,043	8 329	2 077	384	674	111	26	47	3 785	2 720	511	248	3 282	3 282	5 687	0 100	30 153	22 118	8 035	928 385
	在跨过外		157	33	0 0	0	0	0 0	2 543 989	2 093 901	450 088	0 0	0	1 565 433	350 619	4 585	290	192,028	66 529	16 499	3 054	3 411	2 943	648	548	20 093	16 325	4 149	1,973	25.847	0 25.047	9996	0	9 666	74 537	26 719	3 679 980
	回鐵鄉開機刻		0 0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0	0	0 0	0	0 0	0	5,851	2 124	410	335	222	23 23	18	15	6 646	4 640	450	213	1,161	1 161	0	0	42 991		12 241	
	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)		157	33	0 0	0	0	0 0	2 543 989	2 093 901	450 088	0 0		1 565 433	350 619	4 585	290	197,879	68 653	16 909	3 130	3 633	3 143	999	263	26 739	20 964	4 599	2,186	27,007	0 20076	1996	0 200	9 667	105 287	38 960	3 7 19 8 59 9 7 8,3 7 0
設備区分等		_	1 日本	価額	1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	価額	自然	出来す数	自然	1累計額	自衛	日本は	価額	1 数十 数	自額	価額	1 第 1 章	一种	1	年 額 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	1	価額	開業は関係	価額	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	車	中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中<l>中中中中中中中中中中中中中<l< th=""><th>自衛</th><th>11累計額</th><th>車 車 盤 盤</th><th>切累計額 価額</th><th>自然</th><th>3 本 本 報</th><th></th><th></th><th></th><th></th></l<></l>	自衛	11累計額	車 車 盤 盤	切累計額 価額	自然	3 本 本 報				
設備区			城田館井	出	対価部法	出	取得	液価値3	田田	減価償去	H E	減価値	正	財 海田 御	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	日 地	- 成 正 味	財 供	成 加 近	田 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	成単版工	取得	減価値3	取得	減価億3	日金	減血症 中	出版	減価償去	正限等	減価償却 味	取得	減 自 領 出	日田本	減価償去	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	計減価償却累計額正 味 価 額
		固定資産の項目	空中線設備		通信衛星設備			温未吸缩		市内線路設備	鑑章	市外線路設備		+ 木 10 備		海南線設設機		49.00		***************************************			破板及ひ装直		単国及び指置		工具、器具及び備品		ノース資産		4 年		建設仮勘定		無形固定資産		設備区分毎の固定資産合計

62 672 45 844 16 828 6 809 3 295 3,515 23,472



を

指定設備利用部門計

端末設備および付加機能使用料、雑収入控除項目(関連するサービス活動を含む)

接続料と利用者料金の関係について

		<目 次>	
1	概要		1

接続料と利用者料金との関係について

1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- NGNでアンバンドルする機能(収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能)については、平成20年3月付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」及び同答申を受けて接続料算定に係る具体的問題を検討した「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(平成20年12月)において、新規に接続料が設定される機能であることや将来原価方式で算定されること等から、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより高いため、「フレッツ光ネクスト」、「ひかり電話」、「ビジネスイーサワイド」の3区分を新たに追加してスタックテストを実施することが適当とされた。
- これらを踏まえ、今回のスタックテストを行うものであるが、現時点ではイーサネット接続機能の接続料が設定されていないこと及びNGNに係る接続会計のデータが整理されていないことから、
 - ①スタックテストの対象サービスとしては、平成21年度接続料を設定する機能に係る「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」の2区分とするとともに、
 - ②その実施に接続会計のデータが不要である「総務省が実施するスタックテスト」のみを実施することとする。(接続会計のデータが必要な「NTT東西が実施するスタックテスト」は、「フレッツ光ネクスト」と「ひかり電話」については、平成21年度接続会計の公表時、「ビジネスイーサワイド」については、平成22年度接続会計の公表時から開始することとする。)
- なお、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされている。

2 検証結果

- 今回の検証においては、「フレッツ光ネクスト」・「ひかり電話」について、NTT東西に対して、それ ぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。
- 検証方法としては、1)利用者料金が接続料を上回っているか否かについて、個々のサービスメニューごとに検証するとともに、2)利用者料金収入と接続料収入の差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かの検証は、営業費がサービスメニューごとに均等に生じるものでないことにかんがみ、サービスブランド※を単位として実施した。
 - ※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

○ 検証結果は以下のとおりである。

NTT東日本

サービスブランド	サービスメニ	<u>-</u>	1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ		0	0
	ビジネスタイプ		0	
	マンションタイプ	プランミニ	0	
	(1G-MC 使用)	プラン1	0	
		プラン2	0	
	マンションタイプ	プランミニ	0	
	(GE-PON 使用)	プラン1	0	
		プラン2	0	
ひかり電話			0	0

NTT西日本

サービスブランド	サービスメニ		1)利用者料金との比較	2)基準値の検証
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ		0	0
	ビジネスタイプ		0	
	マンションタイプ	プランミニ	0	
	(1G-MC 使用)	プラン1	0	
		プラン2	0	
	マンションタイプ	プランミニ	0	
	(GE-PON 使用)	プラン1	0	
		プラン2	0	
ひかり電話			0	0

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ フレッツ光ネクスト

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

■ ひかり電話

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない